Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-04

ポスト・コロニアルの中国における残留日本人孤児

Tong, Yan
Asano, Shinichi

(Citation)
神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要,2(2):157-176

(Issue Date)
2009-03

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81001027

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81001027

神戸大学大学院人間発達環境学研究科
研究紀要第２巻第２号　2009

研究報告

ポスト・コロニアルの中国における残留日本人孤児

War-displaced Japanese in the Post-Colonial China

佟　　岩*　　浅　野　慎　一**
Yan　TONG*　　Shinichi　ASANO**

要約：　本稿の課題は、兵庫県在住の44名の中国残留孤児への聞き取り調査を素材として、第二次世界大戦後の中国における残留日本人孤児の生活実態を明らかにし、その歴史社会的意味を読み解くことにある。日本敗戦後、中国に取り残された残留孤児は、中国人の養父母に育てられ、就学・就職・結婚をし、子供を生み育て、「生命＝生活」を紡いできた。ただしそこには養父母による虐待や過酷な児童労働、劣悪な教育環境、内戦や大飢饉による窮乏と飢餓、国家政策による強制的転職、日本人の血統を口実とした差別や迫害等、同世代の日本人が体験してこなかった数多くの苦難が刻印されている。こうした苦難は、日本による侵略戦争の単なる残滓ではない。その苦難・迫害を、「侵略戦争のナショナル・ヒストリー」の延長線上で、「被害／加害」の二元論として把握することには限界がある。むしろそれらは、戦後の東西冷戦、ポスト・コロニアルの世界社会システムが創出した新たな苦難である。したがってまた、多くの中国人が遭遇・直面してきた苦難・迫害でもある。そして残留孤児が苦難を乗り越え、「生命＝生活」を紡いでくることができたのは、中国人民衆との共同・連帯があったからにほかならない。

序　課題と方法

本稿の課題は、第二次世界大戦後の中国における残留日本人孤児の生活実態を明らかにし、その歴史社会的意味を読み解くことにある。対象時期は、残留孤児が中国人に引き取られた1945～46年頃から、日本への永住帰国が本格化した1980年代頃までとする。ただし、肉親捜し、および永住帰国の模索については、別稿を用意する。

従来、日本ではこの分野の研究は極めて少ない。もちろん残留孤児のライフヒストリー研究の中で、中国での生活実態が紹介されることはある[1)]。しかしその多くは、侵略戦争の残滓、または日本への永住帰国の前史と位置づけられ、ポスト・コロニアルの独自のテーマとして論じられることはほとんどない。一方、中国では関・張（2008）[2)]が戦後の中国社会における残留孤児の生活実態を克明に描き出した。ただし、同書の基本的な認知枠は中国の愛国的国民主義・民族主義であり、国民国家そのものの限界を問い直すポスト・コロニアルの視点はやはり不十分と言わざるを得ない。

本稿が素材とする調査は2004年、兵庫県在住の中国残留孤児・44名を対象としてインテンシブな面接聞き取りで実施した。

分析に際しては、浅野・佟（2008）[3)]で析出した、残留孤児の４類型を用いる。すなわち本稿が対象とする残留孤児は、大きく２つ、細かくは４つの類型に区分しうる。

まず一つは、日本敗戦前、黒竜江省等の農村に住んでいた残留孤児である。彼・彼女らは満州開拓移民の子供が多く、1945年８月のソ連軍による「満州」進攻の直後から、数カ月間にわたる凄惨な逃避行・難民生活を余儀なくされた。そしてその過程で実父母と離死別し、全く見ず知らずの中国人に引き取られた。

この中には３つの小類型がある。

第１は、比較的鉄道沿線付近に住み、敗戦時に８歳以上だった《Ａタイプ》（10名）である。彼・彼女らは、黒竜江省等の農村から徒歩と列車で長期にわたる逃避行を続け、遼寧省等の大都市の難民収容所にたどりつき、中国人に引き取られた。

第２は、鉄道から遠隔地に住み、敗戦時に６～７歳だった《Ｂタイプ》（10名）である。彼・彼女らは、黒竜江省等の農村内部を徒歩で流浪し、その路上や地方の難民収容所で中国人に引き取られた。

第３は、敗戦時３～５歳だった年少の《Ｃタイプ》（11名）である。彼・彼女らは、逃避行の途上、黒竜江省等の農村の路上・戦場跡に置き去りにされているところを中国人に拾われた。

これらに対し、もう一つの大きな類型は、日本敗戦前、遼寧省等の都市に住んでいた残留孤児（13名）である。本稿では便宜上、《Ｄタイプ》と呼ぶ。彼・彼女らは、敗戦時０～２歳と特に幼少者が多い。逃避行の経験はなく、都市で生存していた実父母によって知人を介して信頼できる中国人に託された。

*　龍谷大学院講師（非常勤）
**　神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授

（2008年９月１日　受付
2009年１月16日　受理）

第１章　養父母との出会い・関係

ではまず、残留孤児と養父母の出会い・関係をみていこう。

第１節　養父母との出会い

【仲介者の有無】

残留孤児を最初に引き取った中国人は、必ずしも養父母とは限らない（表１－１・２参照）。確かに年長の孤児（《Ａ・Ｂタイプ》）の多くは、後に養父母となった中国人に直接、引き取られた。しかし年少の孤児（《Ｃ・Ｄタイプ》）ではむしろ、他の中国人がいったん孤児を引き取り、その後、養父母へ仲介したケースが多い。

すなわち《Ｃタイプ》の残留孤児を拾ったのは、後に養父母となった人々の知人・友人である。

＊「黒竜江省鶏西の郊外の西麻山の鉄道踏切の所で、私は泣いていて拾われたそうだ。西麻山には鉱山があり、そこで働いていた中国人が仕事の帰り、私を見かけ、５キロほど離れた村に連れて帰り、知り合いだった養父母に託した」

「1945年８月、養母の友人は戦場跡の草むらに一人で置かれていた私を拾い、自宅に抱いて帰った。でも私は何も食べず泣くばかりだった。ある日、養母がその友人宅に遊びに行き、私を抱き上げた。なぜか私はすぐ泣き止んだ。養母が何か食べさせると、私はおとなしく食べた。養母の友人は驚き、『あなた達は縁がある。この子をあなたにあげよう』と言った。それで養母は私を引き取った」

「長春市郊外の道端で、私が実母に置き去りにされて泣き叫んでいると、Ｒという中国人が通りかかった。Ｒは『寒いね、寒いね』と言いながら、私を抱きあげ、知り合いだった養父母の家に連れて行った」

《Ｄタイプ》では、仲介者は、日本人実父母と中国人養父母の共通の知人であった[4)]。

＊「養父の異母弟のＣは、瀋陽市で、ある日本人の執事のような仕事をしていた。1945年10月頃、その日本人がＣに、私を引き取ってくれる人を紹介してほしいと頼んだ。Ｃは、自分にはもう何人も子供がいたから、養父（異母兄）を紹介した」

「養父と友人のＨの二人は、よく日本人の住宅に炭や薪の行商に行っており、実父母はよく二人に客を紹介してやっていた。こうした長いつきあいがあり、心が通じていた。それで1946年秋頃、実父はＨに『もし子供がいない優しい人がいたら、引き取ってもらえないか。この子の命を助けてください』と打ち明けた。Ｈは養父に子供がいないことを知っていた」

「実母は生活のため、よく私を家において外へ仕事にでかけた。私は一人で家に残され、泣いていた。隣家に住む中国人の老女がそれを見て、実母に『この子がかわいそうだし、一人で家にいると危ないから、人にあげた方がいいよ』と勧めた。実母も私の面倒をみる余裕がないと感じていたので了承した。それで1946年秋頃、老女が知り合いだった養父を紹介した」

表１－１　養父母との出会い

タイプ			A	B	C	D	計
仲介者	なし		8	7	3	2	20
	あり	実父母の知己	1	－	－	9	10
		実父母知らず	1	3	7	1	12
	不明		－	－	1	1	2
養家移動	なし	１軒	6	2	4	9	21
		再婚あり	1	－	4	3	8
	２軒		3	5	1	－	9
	３軒以上		－	3	2	1	6
計			10	10	11	13	44

資料：実態調査より作成。

表１－２　仲介者の事例

	№.	養父母との関係	実父母との関係
A	14	－（人身売買）	－（人身売買）
	21	養父母の近隣	実母の雇主
B	7	養母の兄・隣人	－
	9	養父の弟	－
	5	養父の知人	－
C	37	同村の知人	－
	31	養母の友人	－
	27	家主の息子	－
	24	知人	－
	23	知人	－
	35	養父の友人	－
	39	同村の知人	－
D	32	養父の異母弟	雇主と執事
	42	行商仲間	行商と顧客
	41	知人	隣人どうし
	26	養父の弟	満鉄の同僚
	28	魚屋の同僚	魚屋と顧客
	43	養父勤務先炭鉱の上司	知人
	44	知人（郵便局長の妻）	知人
	34	養母の妹	知人
	38	養父の露天商仲間	－
	40	－（人身売買）	－（人身売買）

資料：実態調査より作成。№. はケース番号。

総じて残留孤児、特に年少者の引き取り先の確保と救命は、養父母だけでなく、中国人の地縁・血縁のネットワークによってなされたといえよう。

【養父母世帯の移動】

さて引き取られた後、ずっと同じ養父母に養育された残留孤児は、全体の約３分の２である（表１－１・３参照）。残る３分の１の孤児は、1940年代に複数の養家を移動した。特に《Ｂタイプ》は、ほとんどが複数の養家を移動した。

養家の移動には、いくつかの背景・理由があった。

まず第１は、1947年の土地改革[5)]で、地主だった養父母が没落・死去したことである。

＊「最初の養父は地主なので銃殺された。中国の土地改革があり、養母も毎日、皮膚が破れて血が出るほど殴られ、郊外に連行さ

れて銃殺された」

「最初の養父は地主で馬15頭、４人の馬飼がいた。でも私が引き取られた翌年、土地改革で撲殺され、土地も家産も馬もすべて没収され、食物もなくなり、私を養えなくなった」

第２に、養父母が極端に貧困、または病死したケースである。

＊「最初の養父はゴミ拾いで、子供を連れて物乞いすれば、たくさんゴミがもらえると思って私を引き取った。私は養父と半年ほど物乞いしたが､冬には着る服もなく､物乞いもできなくなった。養父は暮らしに行き詰まり、私を養えなくなった」

「養父はとても貧しく、１カ月ほどすると食物がなくなった。私は食事も満足に与えられず､飢えて肌も変色していたそうだ。生きのびるため、私は人にやられても仕方がなかった」

第３は、残留孤児の衰弱が著しく、または養家になじまなかったケースである。

＊「最初の養家には１週間もいなかった。私は痩せて衰弱していた。養父は私が死んでしまうと恐れ、私を仲介人に返した」

「私は最初の養家から何度も逃亡した。『なぜ逃げるんだ』と聞かれ、私は『姉や弟に会いたい』と答えた。養父は、『姉と弟がいる家は遠いし、邪魔になるといけないから、自分が行って姉や弟を連れてきてやる』と言った。でも後に養父は、『行って見たが、姉も弟も死んでいた』と言った。私はその話を信じず、また何度も逃げた。養父も、私があまり逃げるので悲しくなり、『お前のような子はもう要らない』と言った」

そして第４に、残留孤児が養父母の虐待に耐えかねて逃亡し、または養父母の側が追い出したケースである。

＊「最初の養父は凶暴で暴力をふるった。私は豚の放牧をさせられたが、ある日、豚がよそのトウモロコシ畑に走り込んで荒らしたため、その家の人に刺し殺された。私は呆然とした。普段、ささいな事でも養父にひどく殴られている。豚を死なせたら、私も殺されるにちがいない。私は大急ぎで逃亡した。その後、別の養家にいた時も、私は豚の世話をさせられた。とても疲れて、つい居眠りをした。すると養父が探しに来て、寝ている私を蹴飛ばし､『お前のような怠け者は出て行け』と怒鳴った。私は追い出され、また流浪児になった」

上記のうち、第１～第３の理由で移動した場合、元の養父母やその親戚が、次の養家を紹介･斡旋した。元の養父母の親戚･知人が、自ら次の養父母になったケースも多い。そこには、息子の将来の嫁として幼女を引き取った「童養媳」[6] もある。幼い残留孤児が泣き叫び、新たな養父母に引き取ってもらった事例もある。しかしそれでも一応、元の養父母やその親戚によって、次の新たな養父母が紹介・確保されたのである。

＊「最初の養母が『結婚相手を紹介してあげよう。うちには実子も多いし、衣類も食物もないから』と言った。それで私は12歳の時、今の夫の家に童養媳として引き取られた」

「元の養父は親切な人であちこち尋ね、次の養父母を探してくれた。ある日、元の養父が『奥さん、この子の命を助けてあげてよ』と頼んでいた。当時、私は４歳で中国語はできなかったはずだが、それでも自分で『ママ、私をもらって』と、中国語の単語を日本語の語順に並べて言ったそうだ」

「養父母とも死んでしまい、仲介者だった親戚が葬式にきた。私はその人の服をつかんで離さず、『連れて行って』と泣き叫んだ。仲介者はやむなく私の二番目の養母になった」

表１－３　養家の移動に関する事例

	№.	数	移動理由	移動経路
A	4	2	死去失踪	養父母の兄→知人に依頼
	15	2	孤児なじまず	養父母→知人（多分、売却）
	11	2	孤児なじまず	養父→知人
B	17	2	地主没落	養母→知人（童養媳）
	10	3	地主没落・死去・孤児衰弱	養父母の親戚（＝仲介人）→同村の知人
	8	2	地主没落・死去	養父母の親戚→義兄弟
	19	2	貧窮	養父→知人
	18	2	孤児衰弱	養父母→行きつけの豆腐屋
	6	10	地主没落・貧窮	養父母→隣人・知人
			虐待	路上で偶然に出会う
	7	2	虐待	仲介人→仲介人の親戚
	5	2	虐待	実母→見ず知らず養父
C	25	22	貧窮	養父母→隣人
	39	2	死去	養父母→親戚（＝仲介人）
	23	多	養母受け入れ拒否	養父→知人
			虐待	自分で押しかけた
D	20	9	虐待	路上で拾われた

資料：実態調査より作成。№. はケース番号。数は移動世帯数

これに対し、第４の理由――虐待による逃亡、養父母による追放――の場合、残留孤児が自力で、または偶然の出会いの中で、新たな養父母を確保するしかなかった。その過程で、残留孤児は浮浪児となり、多くの養家を転々とした。

＊「養家から逃げ、夕刻に川岸で寝込んでしまった。通行人が声をかけてくれたが、私が日本人だとわかると皆、どうしたらいいか困っていた。その時、一人のゴミ拾いの男性が『一緒に行くか』と言ってくれ、彼が次の養父になった。その後も10回ほど、養父母が転々と変わった。その間、浮浪児になり、物乞いもした。最後の養父母以外、名前すら覚えていない」

「養家を逃げ出し、自分で見知らぬ家に行き、門前で大声で叫んだ。『母さん、私をもらって下さい』。でもその時、その家の母親は留守で、娘しかいなかった。娘は私を可哀相に思い、家に入れてくれた。私は、引き取られたというより、押しかけたのだ。実は養母はあまり私を引き取りたくなかった。私は小さく病気でできものだらけで、汚かったから。でも、もう家に来ているし、やむなく養母も受け入れた。私は本当に生命力が強い」

「養家でいじめられる度に逃げて浮浪児になり、あちらの家に１カ月、こちらに２カ月と９軒の家を転々とした。言葉でいえないほど辛かった。1945年の寒い冬、私は高熱を出し、ふらふらと歩いていたが、寒さを避けるため、道端のコンクリート

製の大きなゴミ箱の中に隠れた。衰弱して意識は朦朧としていた。その時、最後の養父がゴミ箱のそばを通りかかり、物音に気づき、蓋を空けて触ってみたが、私は小さいので見つからなかった。去ろうとするとまた、音がした。もう一度探ってみると、私の手に触れた。私はすごく怖かったが、高熱で抵抗する力もなかった。養父の綿入れの服に包まれ、家に抱いて行かれた。私は息をしているだけ、心臓が動いているだけの状態だったそうだ。足も手も凍傷で腐っていた」

なお人数的には、元の養父母やその親戚・知人が、新たな養父母を紹介したケースが圧倒的に多い。その意味でもまた、残留孤児の引き取り先の確保･救命は、中国人の地縁･血縁ネットワークによって初めて可能であったといえよう。

第２節　養父母の基本属性

次に、養父母の家族構成や職業階層等、基本属性をみよう。

【家族構成・実子の有無】

残留孤児を引き取った時点で、養父母の約３分の２には実子がなかった（表１－４参照）。「養父母は50歳をすぎ、ずっと子供に恵まれなかった」、「養父は一生独身で子供もなかった」、「養母は子供を生んだが、子供は生後３カ月で死んだ」等のケースもある。実子がない養父母の多くは、「どうしても子供がほしい」、「老後の頼りとして子供がほしい」との動機から、残留孤児を引き取った。特に年少の孤児（《Ｃ・Ｄタイプ》）の養父母には、実子がなかったケースが多い。実子のない養父母達は､最も深刻な生命の危機に瀕した、しかも実父母等の記憶が少なく、養家になじみやすいと思われる年少の孤児を優先的に引き取ったのである。またここでは養家の移動が少なく、ずっと同じ養父母のもとで育てられた孤児が多い。

一方、残留孤児を引き取った時、すでに実子がいた養家は、全体の約３分の１を占める。実子がいる養父母に引き取られた残留孤児の多くは、複数の養家を移動した。

実子がいたにも関わらず、孤児を引き取った養父母の動機は様々である[7]。

まず第１に、「娘しかいなかったので、息子がほしかった」、「息子しかいなかったので、娘がほしかった」との動機がある。ここには、童養媳として女児の残留孤児を引き取ったケースも含まれる。

第２に、「残留孤児があまりに哀れで、たとえ実子がいても、引き取るしかなかった」といった動機もみられる。「養父母は８人も子供がいたが、私を見捨てるに忍びず、引き取ってくれた」等がこれにあたる。こうした決断をする際、実子がいて子育ての経験があること、および年長の子供がいて子守をできることは、むしろ引き取りを促す条件となった。「18歳の養姉が『私が世話をする』と養母を説得してくれた」、「養父母は引き取る気はなかったが、20歳の養姉が私を家に連れ帰ったので仕方なく受け入れた」等のケースもある。

そして第３に、特に年長の残留孤児の養父母には、家内労働力としての役割を期待して引き取ったケースもある。

【職業と経済水準】

さて次に、養父母の職業と経済水準をみる（表１－５～７参照）。

表１－４　養父母の実子と家族構成

実子		なし	両方	あり	計
タイプ	A	6	－	4	10
	B	2	4	4	10
	C	7	1	3	11
	D	11	－	2	13
移動	なし	23	1	6	30
	あり	3	4	7	14
計		26	5	13	44

注）実子＝引き取り時。
資料：実態調査より作成。

遼寧省等の都市で引き取られた残留孤児（《Ａ・Ｄタイプ》）の養父の多くは、都市自営業および労働者であった。零細な都市自営業を営み、1956年の「公私合営」[8]で労働者になるか、または退職した。養母は自営業の家従が多く、一部に縫製等の労働者もいる。

こうした都市に住む養父母は決して富裕ではないが、とりたてて貧困なケースも少なかった。年少の《Ｄタイプ》の一部には、「収入は安定して、生活はわりとよかった」との声もある。

ただし、都市に住む残留孤児の一部は、深刻な飢餓や貧困に見舞われた。それは、養父母がともに早く死去したケース、および共産党と国民党の内戦（1946～1949年）・大飢饉（1959～1961年）[9]など中国社会全体、特に都市が食糧不足に陥った時期である。

＊「1948年に養父が病死し､同年､養母が失踪した｡生活は窮乏し、飢餓状態だった。特に八路軍が国民党占領下の瀋陽を包囲した頃は、生きるか死ぬかだった。喉が渇くと、小便や汚水が入った臭水坑の水も飲んで生き延びた。1960年頃も大飢饉に襲われ、豆腐の絞りカスを食べて飢えをしのいだ。トウモロコシの芯や乾いた葉をそのまま食べたこともある。皆、木の皮まで食べた。食糧不足は何年も続いた」

「1947年頃、瀋陽では工場が次々に倒産した。私達は、瀋陽から河北省滄県の養父の実家まで物乞いをしながら５～６カ月間、歩いて流浪した。私も栄養失調になり、夜はほとんど目が見えなかった。当時、どうやって生きてきたのか、今では想像もつかない。錦州では、丸太橋を抱いて這うようにして、大きな川を渡った。何時間もかかった気がする。今、思い出しても本当に恐ろしい｡多くの人が川に転落死した｡私はご飯をもらってきて両親に食べさせ、自分も水を足して食べて飢えをしのいだ。養父の実家に着いても、貧窮状態だった。養母はあまりに苦しい生活に耐えられず、失踪した」

「養母は1955年、39歳で脳の病気で死んだ。４年後、養父も48歳で胃病で死んだ。私は天が落ちたような衝撃を受け、本当に心細かった。養父母の死後、中学に通いながら、一人で手袋作りの内職をして貧窮の中、自活した。栄養のあるものを食べたことがなく、ずっと病弱だった。食事も満足にとれず、昼食を抜いたりして何とか生きてきた。養父母の治療費の借金もあり、まわりからいつも『いつお金を返す？』と聞かれ、『１年以内に必ず返します』と答えて実際に返済した。私は一口のご飯さえ食べられれればいいと思い､その日その日を過ごした。服は、死んだ養父母の服を不器用に直して着た」

表１－５　養父母の職業と経済水準・関係（ＭＡ）

タイプ		A	B	C	D	計
職業階層	労働者	4	3	4	10	21
	管理職	1	－	－	1	2
	自営業	9	4	9	9	31
	農漁民	1	9	6	－	16
	地主	－	6	－	－	6
経済	貧困	4	8	8	4	24
	貧困記述なし	6	2	3	9	20
関係	優しい	4	5	9	11	29
	冷淡・無関心	－	－	2	－	2
	暴力・虐待	7	8	4	4	23
計		10	10	11	13	44

資料：実態調査より作成。

表１－６　《Ａタイプ》・《Ｃタイプ》の養父の職業

Ａタイプ	都市自営	2	行商（衣類等）
		4	零細小売店（タバコ、塩、醤油、綿製品）
		3	文具店・印刷業
		1	小売店（食品、薪、雑貨）
		15	売春宿→焼餅製造販売→運送
	都市自営＋労働者	21	理髪店→理髪店長
		11	食堂→焼き餅製造労働者
		13	馬車運送→運送作業員
		14	炭鉱夫→雑貨店（煙草、酒、干豆腐等）
	労働者	12	ガラス製造工→農民→ガス工場労働者
Ｄタイプ	都市自営	41	行商（布）
		26	自転車修理屋→（公私合営）
		34	売春宿→雑貨店（やすり等）
		38	露天商（衣類、雑貨）
	都市自営＋労働者	20	演芸、占師、餅製造、港湾労働者→鋳物工
		32	屋台販売（果物等）→肉販売店員
		28	魚屋店員→食品店（醤油、塩、酢、米等）
		42	肉体労働者、まき売り、ごみ拾い、黄土売り
		29	大工→林業労働者
	労働者	43	炭鉱夫頭
		40	鉄道警察、橋梁修理工
		44	レンガ積工
		33	木材労働者

資料：実態調査より作成。数字はケース番号。

これに対し、黒竜江省等の農村で引き取られた残留孤児（《Ｂ・Ｃタイプ》）の養父母は、農村での自営業と労働者、および農民が多数を占める。そして貧困な養父母が多い。ここでは、養父母の死去・病気、および内戦や大飢饉に加え、日常の衣食にも事欠く継続的・構造的な貧困が蔓延していた。

＊「８年間も柳の葉っぱを食べるほど極貧だった。ひどい時は、葉っぱさえ食べられなかった。冬はとても寒かったがズボン１枚しかなかった。布団もなく、だからよく病気になった。食べるために村から村へと何度も引っ越し、やっと落ち着いた村は山奥で、ズボンもない人がいるほど貧しかった」

「養父も養母も病床に伏していた。養父はゼンソクだったが、当時は薬を飲まず、呪術師に頼り、ますます貧しくなった。家には食べ物もなく、トウモロコシのお粥だけでしのぐことが多かった。1947年の土地改革の後、私は初めて綿入れのズボンをはき、まともな服をきた。靴はまだなかったので、冬は外出せず、家に閉じこもっていた」

表１－７　《Ｂタイプ》・《Ｃタイプ》の養父の職業

Ｂタイプ	地主富農→農民等	16	地主→洗濯・保母・家政婦（養母）
		17	地主→農民
		5	地主→農民（畑＋養鶏）＋漁民
		7	富農（畑）→農民＋屠殺場勤務
		8	富農→農民
		9	地主→農村役所職員→教師＋農民（家畜）
	農民＋自営	10	農民（畑＋家畜）＋大工
	自営	6	ごみ拾い、猟師
		19	鍼灸土医者
		18	豆腐製造販売
Ｃタイプ	農民	37	農民（牛）
		35	農民（豚・畑）、豆腐製造販売
	農民＋自営	31	農民（畑＋豚）→大工
		39	馬車運送→農民
	自営	30	ゴミ拾い
		36	煎餅製造販売→旅館経営
		24	大工親方→雑貨店→瓦工
		25	洗濯屋
	自営＋労働者	27	馬車運送→食品店（→商店職員）
		23	雑貨店→鉄道労働者

資料：実態調査より作成。№. はケース番号。

第３節　養父母の残留孤児に対する態度・関係

【各タイプの相違】

養父母の残留孤児に対する態度･関係も､各タイプ毎に異なる（表１－５参照）。

まず、年長の残留孤児（《Ａ・Ｂタイプ》）では、養父母に暴力・虐待を受けたケースが多い。これに対し、年少の孤児（《Ｃ・Ｄタイプ》）には､養父母に愛情をもって優しく育てられたケースが多い。

特に養父母が、家族労働力として年長の孤児を引き取った場合、暴力・虐待が頻繁にみられた。また、年長の孤児はすでに日本語を母語として身につけ、実父母との生活も鮮明に記憶しており、養父母との生活に違和感をもたざるを得ない。これらが時として、養父母の暴力・虐待を誘発する契機となったようである。

＊「言葉がわからないから、よく殴られたり、『日本へ帰れ』と怒られた。『茶碗や箸を持って来い』と言われてもわからず、しょっちゅう『もう食べるな』と怒鳴られた。『掃除をしろ』と言われても間違えては殴られた。養父母は、私が中国語がわからなかったのでイライラしたのではないか」

【養父母の優しい諸行為】

愛情をもって優しく育ててくれた養父母の行為は、具体的には次のとおりである[10)]。

まず第１に、病気で衰弱していた残留孤児を懸命に看護･治療し、生命を救った。

＊「養家に引き取られてすぐ、私は病気で倒れた。飢えに苦しみ、不潔で苦しい逃避行のせいで身体がぼろぼろだったからだ。骨と皮になり、腹も異常に膨らんだ。何度も激しい白い下痢が出て瀕死状態だった。養父母は必死に治療してくれた。病院にも何度も連れて行ってくれ、それでようやく治った」

「私は衰弱して足の凍傷もひどく、４歳でやっと歩けるようになった。でもその後、極寒でまた歩けなくなった。養父母は必死に治療してくれ、ようやくまた歩けるようになった。養母は、私の血便の下痢で汚れたズボンをきれいに洗ってくれた。私は医者から助かる見込みはないと見放されたが、養母の献身的看護で一命をとりとめた」

「私は引き取られた時、黄皮瘡というできものが頭や背中、足にいっぱいできていた。胃腸も弱り、下痢と腹痛がひどかった。養父母の家に入って、ようやく栄養が足り、漢方薬も飲まされた。下痢がひどく、脱肛になっていたが、兄嫁がとても優しく、黄色い麻で作った紙で飛び出た肛門を優しく入れてくれた。私は４歳だったが、今もはっきり覚えている。養父母は民間療法もしてくれた。青いレンガを熱くして上に糠水を撒き、布で包んで熱くして、その上に毎日１日中、座るという方法だ。とてもよく効き、脱肛は治った」

「私は引き取られた時、凍傷で手に爪もなく、髪の毛もほとんど抜けていた。病院で治療するお金はなかったので、養父があちこち聞きまわり、塩水で手足を消毒してくれた。手足の中から、たくさんのガラス片を一つ一つ取り出してくれた。私は９軒の養家を転々としたが、虐待されて窓ガラスを壊して逃げたので、体にガラスの破片がたくさん入っていた。養父は毎夜、湯を沸かして樟の木を入れ、私の足を洗ってくれた。樟は朝、暗いうちに山から取って来てくれた。薬も塗り、布で巻いてくれた。これらは全部、民間療法だ」

「引き取られた時、私は小さく痩せており、発熱して弱々しく泣いてばかりいたらしい。まわりの人は皆、あんな病弱な子を引き取っても死ぬだろうとか、治療にお金がかかるとか、いろいろ言った。でも養父母は、一口でも食べられるご飯があれば、この子を養うと答えたそうだ。どんなに偉大な父母だろう。私は麻疹にもかかり、養母は懸命に私を看護した。ひきつけを起こしたり、発熱したり、コレラで黒い便も出た。危篤になったこともある。養父は私を遼陽市の病院まで何度も連れて行き、薬を飲ませた。私は本当に九死に一生を得た」

第２に、残留孤児が日本人とわかるといじめられるので、事実を隠し、転居を繰り返し、残留孤児を守り抜いた養父母もいる。

＊「日本人であることがばれないように、２～３年の間に養父母は４度も瀋陽市内を転居してくれた。誰かに日本人だと言われると、すぐ引っ越した。日本人とわかると殴ったり、殺そうとする中国人がいるからだ。とてもよく守ってくれた」

「養父母は、神経質なくらい私が日本人であることを隠しており、事情を知っていた人の目や口から逃れるため、1948 年、1950 年、1956 年の３度、引っ越してくれた。少しでも私の噂がたつと、すぐに引っ越した」

「養父は私のことを、『日本人ではなく、朝鮮人の子供だ』と周囲に言い触らした。日本人だとわかると殺されたり、誘拐して棄てられるかもしれないからだ。養父は、『やっと火の粉から救ったのだから、火中に返してはいけない』と言っていた」

第３に、何げない日常生活の中で養父母の優しさや愛情を感じとった残留孤児も少なくない。

＊「養父は親切で、私をお風呂に入れ、新しい綿入れの服を買ってくれた。私の肌はもう人間の肌ではなく、木の皮のように荒れていた。髪の毛も、すみずみまでシラミだらけだった。養父は私を坊主にして、帽子を買ってくれた。切った髪の毛を火の中に捨てると、パチパチと爆竹を鳴らすような音がするほどたくさんシラミがいた。夜は、暖かいオンドルで寝た。昼は、白米で作ったお粥に饅頭と焼餅を食べさせてくれた」

「養父は、ソ連軍の爆撃があった時、私を背負って山中に必死で逃げてくれた。養母は油入りの焼餅を作るのがとても上手だった。餅の中に芋の千切りを入れ、巻いて食べたら最高だった。養母の作った料理はどれもとてもおいしかった。魚も卵も腹一杯食べさせてくれた。養父母は実子と別け隔てなく優しく育ててくれた。私は養父母やきょうだいと仲良く付き合ってきた。私は幸せだった」

「一度、何かを売って飴を買ってくれた。とても美味しかった。今思えば、飴とは言えないほど粗末なものだが、養父母の私に対する愛情が込められていた。栄養のある食べ物が手に入ると、養父母は自分が食べる前に私に食べさせてくれた。綿入れのズボンもくれた。1961 ～ 62 年の大飢饉の時も、養父母がいなければ、私達はとても生きられなかった」

「養父母は、粟やトウモロコシを粉にして砂糖をまぜ、食べさせてくれた。1953 ～ 54 年頃、自転車も買ってくれた。当時の中国では、よほど裕福でないと無理だった。私はまわりの人達にうらやましがられた。養父母は、本当に私を大事にしてくれた。まわりの中国人の子供より幸福だったといえる」

「養母の死後、私は頑張って炊事を始めた。最初、うまく作れなかったが、養父はいつも『娘が作ってくれた物は何でもおいしい』と言ってくれた。親子二人は頼りあって歳月を過ごした。私が結婚する時、養父はとても悲しがり、大泣きした」

こうした優しい養父母に育てられた残留孤児は、「恩は一生、忘れられない」、「実父母より優しかった」、「とても感情深い」と語る。

＊「養父母の恩は一生忘れられない。養父母はすごくいい人で、私を大事にしてくれた。もし養父母が生きていたら、私はきっと全力を尽くして親孝行をしているだろう」

「養父母は、実父母より優しくしてくれた。自分の本当の子供のようにかわいがって育ててくれた。養父母のおかげで私は生きてこられ、本当に感謝している。だから、私は中国と絆がある。養父母への感情は、とても深い。今も懐かしく養父母を思い出す。たとえ実父母が見つかっても、そんな感情は持てないと思う。養父母が生きていたなら、私はたとえ何をもらっても、絶対どこにも行かなかったはずだ」

「養父母は人格的にとても立派で、私を『掌中の玉』のように大切に育ててくれた。養父はとても温厚で優しい。養母は親切

でとても気が利く。慈しんで育ててくれて本当に感謝している。恩は絶対に忘れない」

【暴力・虐待】

これに対し、養父母から暴行・虐待を受けた残留孤児の体験は、具体的には以下のとおりである。

まず第１に、暴力的な虐待である。

＊「養父一家には毎日、殴られた。普通の殴り方ではない。天秤棒や箒の柄で殴られ、警察が来るほどだ。腕や手足をナイフで切られたこともある。全身、裸にされ、顔もつねられた。死んだ方がましと思った」

「養父は凶暴で、すぐに手元にある物で私を殴ったり、蹴ったりした。仕事が満足にできないといっては殴られ、楽しいことは何一つなかった。あまりに虐待がひどく、養父が周囲の人から罰を受けたこともあった。引き取られた時は一番寒い季節だったので、毎晩私はおねしょをした。その度に養母は、私を裸のまま外に出し、凍えさせた」

「私は牛に草を十分食べさせなかったといって、養父にしょっちゅう殴られた。以来、ときどき頭痛がするようになり、学校をやめた。些細なことでも人前でよく棒やホウキの柄で殴られた。私は、殴られるといつも外に出て寒い地面に座ったので、病気にかかった。この苦しみを誰に言えるのか」

「当時、バケツ（尿桶）をトイレかわりにしていたが、ある朝、バケツを捨てに行く時、階段が凍っていて、私はすべって階段を転げ落ちた。バケツもへしゃげた。すると養父が、私の頭をこぼした尿に押し付け、『このこぼした尿を全部なめて、きれいにしろ！』と怒鳴った。へしゃげたバケツを私の首にかけて。私は、苦しいことはすべて経験した」

「養父は暴力的で、酒を飲んでは理由なく私を叩いた。養母にもしょっちゅう殴られていたからか、私は物心ついてからずっと、頭痛がしていた。学校が終わるとすぐに家に帰ってこいと言われ、少し遅くなると、理由も聞かずにすぐ殴られた」

第２に、十分な食事や衣服を与えられなかった孤児も少なくない。

＊「食事も養父母一家とは別で、たいてい残り物で、トウモロコシの粉を丸めて蒸した一握りの団子のようなものを１日２回、２個ずつ食べることができた程度だ。とてもひもじく、私は痩せて顔色も悪かった。時々、学校で同級生から食物を分けてもらって食べた。新しい服を着せてもらったことも一度もない。仕事をうまくできない罰として一日中、食事も水ももらえないこともよくあった」

「私は食事も衣服も十分にもらえず、冬でも長ズボンも靴もなかった。足が凍え、牛糞に足を突っ込んで暖めた。近所のおばあさんが哀れに思い、せめてもとトウモロコシの皮で私の足を包んでくれた。近所の人が見かねて厚手のぼろぎれで服を１着作ってくれ、それを裸の上にまとって一冬すごした」

「食事を満足にくれないので、私は猫の食べ残しを食べた。今ではそんなことは絶対考えられないが、当時は腹が減ってどうしようもなかった。猫の食べ残しもなくなると、私は近所の家に行って食物を盗んだ。まともな服も着せてもらえず、いつもボロボロの服をきていた」

第３に、精神的虐待も多くみられた。ある女性の残留孤児は、「中国の解放（中華人民共和国の成立）がもう少し遅ければ、私も売春させられていただろう」と語る。名前をつけてもらえなかったり、実子との差別的待遇に悩んだ孤児もいる。

＊「養母はことあるごとに、『お前は、金で買った日本人だ』と言っていた。養父母は、私も含めてたくさんの女の子を引き取り、売春宿を開くつもりだった。養父母に対し、いい思い出は全くない。中国の解放がもう少し遅ければ、私も売春宿で売春をさせられていただろう」

「名前もつけられず、ただ『シャオズ（子供）』と呼ばれていた。私と９歳下の弟（実子）の待遇はやはり違う。他の子供達が皆、学校に行っているのに自分だけが家畜の世話をさせられているのが、とても辛く恥ずかしかった。他の子供に見つかりそうになると物陰に隠れたり、人にみつからない所で泣いたりする毎日だった。ことあるごとにしかられ、さんざんいじめられた。養父母といい関係だったとは、とても言えない」

「養父母が離婚すると、養父は仕事があるので、私をほとんど親戚の家に預けていた。私は５～６軒の親戚の家を転々として食いつなぎ、自分で自分の面倒を見るような感じだった。生きていればいいという感じだった。養父は私に無関心で冷たい感じだった。親戚の家でも長居になると冷たく扱われていづらくなり、半年位で別の親戚の家へ移った」

こうした中である孤児は、「残留孤児は無口な人達が多い。養父母に放置されたり、暴力を受けたりして、人の顔色をみて暮らさなければならず、どうしても無口で引っ込み思案な性格に育ってしまう。私自身、養父母からも親としての愛情・優しさをもらえず、さびしく育ったと思う」と語る。

ただし、ここで留意すべきことは、養父母による暴力・虐待の被害を受けてきた残留孤児も、その多くは養父母に感謝しているという事実である。そこには「食べさせてくれただけでありがたい」、「命を救ってくれただけでも、恩を忘れてはいけない」等の言葉が聞かれる。また養父母による虐待を、日本政府による残留孤児の遺棄という戦後被害の一環と捉える声もある。

＊「どんなに虐待されても、それでも食べさせてもらったので、やはり感謝すべきだ。命を救ってくれただけで、一生忘れられない。忘れてはいけないと思う。ひどい扱いだったが、養父母を悪くいうつもりは今後ともない。養父母がいなければ、私は今日まで生きられなかった」

「ひどく虐待されたが、育ててくれた恩を忘れてはいけない。養父母に文句はいえない。養父母を訴えるか、日本政府を訴えるか。本当に心が揺れている。私達が今、生きているのは中国の養父母がいたからだ。中国でひどい目にあったとか、そんな話を多く語ったら、恩知らずではないか。これは個人で解決できる問題ではない。残留孤児がこんな目に遭ったのは、すべて日本政府が私達を中国に棄てたことが原因だ」

【児童労働】

最後に、児童労働についてみよう（表１－８参照）。

年長の残留孤児（《Ａ・Ｂタイプ》）は、ほとんどが厳しい児童労働を経験した。これに対し、年少の孤児（《Ｃ・Ｄタイプ》）では、児童労働の経験者は比較的少ない。

農村で引き取られた《Ｂタイプ》の児童労働は、家畜の世話、搾乳、草刈り、畑仕事等、農作業が多い。

＊「７匹の豚の飼育と５頭の牛の放牧を任された。１着しかない服は、放牧をするとすぐ破れてボロボロになった。養祖父と一緒にノコギリで木を切る仕事もした。私は身長がまだ低いから、なかなか届かず、うまくできなくて、よく殴られた」

「８歳から牛馬の餌やりや放牧の見張り番、鶏や豚の世話等、懸命に働いた。朝早く起きて畑仕事をしてから学校へ行き、昼休みも家に帰って仕事をした。餌の草を運ぶのは大変だった。放課後も、農作業と牛の放牧にあけくれた。小学生の時、牛に蹴られて右足首を骨折した。村に医師がいなかったため、治療を受けられず、２年間位寝たり起きたりの生活をした」

「８歳頃から放牧、草刈り、畑仕事等、手伝いばかりしていた。とてもきつかった。毎朝６時頃から夜まで、豚や牛の餌やりや水やりもした。村全体の家畜の面倒をみて、豚は数十頭、羊も何百頭も放牧した」

これに対し、都市で引き取られた《Ａタイプ》では、養父母が営む都市自営業の手伝いが多い。縫製店に住み込みで弟子入りし、厳しい修行を積んだ孤児もいる。

＊「養父は馬で運送業をしていたので、私は馬の餌・水やりをさせられた。大きな釜に一杯水を汲む。幼いので、天秤棒で両側に大きな桶を担いで水を汲むのは大変だった。直系約30センチ、深さ約50センチの木桶を２つ持ち、家から200メートル以上離れた井戸まで行き、水を一杯に汲んで家まで帰る。途中、最低でも４～５回は休みながら、毎日10数回も担いだ。井戸から水を汲む時、力が足りず落としてしまったこともある。水を汲み終わると、大豆をつぶして丸く固めた馬の餌を、一切れずつ小さく削らなければならない。これはとても重く、私はなかなか持てなかった。草刈りや刈った草を細かく切る仕事もあった。これも私１人でやるので、かなりきつかった。冬に外でこの作業をすると、手が凍えてすごく痛んだ。それに夜中の12時頃と３時頃、馬に餌をやらねばならなかった。私はまだ幼く、外に出るのはすごく怖かった。かいば桶は高く、私はベンチに上がり、餌を入れて混ぜた。もし目を覚まさなければ、必ず殴られた。だから夜もぐっすり眠れず、それで学校でよく居眠りをした。先生に『なぜ座ると、すぐ眠くなるのか』と聞かれた。でも私は、家の様子を先生には言えなかった。もし先生に言うと、家に帰って、また殴られるからだ。私が言わなくても、まわりの人は皆、わかっていた。水の桶を担ぐ姿を見ているからだ。当時の辛かった仕事を思い出すと、今も涙が出る」

「養父は床屋で、私は水汲みや床掃除をさせられた。当時、大きな団地に水道は一つしかなく、朝５時から夜９時・10時頃まで、列を作って重い木桶を担ぎ、水を汲まされた。床屋だから水が大量に必要で、遠くまで１日５往復位しなければならない。薪で火をおこす仕事も、子供にはきつかった」

「養父母が経営する売春宿で雑用をさせられた。床の掃除、水汲み、炊事等、言われるままに仕事をした。その後、養父母は焼餅の店を始めたが、ここでも私は毎夜12時頃に起こされ、朝８時まで火加減をさせられた。居眠りして焦がすと、一番汚い言葉で罵られた。養父が運送の仕事を始めると、私は養父の手押し車を押して一日中、歩き回った。零下30度の冬の朝の５時に起こされ、石炭拾いもさせられた。手にはいつもひどいあかぎれができたが、手当してもらえず、痛さに懸命にたえた。身体を休められるのは、寝ているわずかな時間だけだった。つらい毎日で、人のいないところでよく涙を流した」

「12歳で洋服縫製店に住み込みで弟子入りさせられた。無給で、食事だけ与えてもらった。言葉がわからず、苦労した。殴られ、怒られるばかりの毎日で辛かった。２尺の分厚い物差しで、よく頭をたたかれた。中に炭火を入れて暖める大きなアイロンがあり、その熱さを調整しなければならない。もっと熱くしろと言われたが、私は言葉がわからず、冷やせと言われていると勘違いして水を入れると、『何やってるんだ』と殴られた。冬に染色をすると、手足にひび割れができて血が流れた。仕事が終わると、親方の子供の面倒をみさせられた。本当に、あの３年間は、死にたい時もあった。でも、実父が死ぬ前に『どんなことがあっても日本へ帰れ、必ず帰れ』と言い残した一言が、頭の中にずっと残っていた。その一言がなかったら、私はもう自殺してしまっていたかもしれない」

また、都市・農村を問わず、家事や介護・子守は広範にみられた。

＊「薪割、掃除、炊事、それに８歳の頃から皿洗い、洗濯、テーブル拭きもやった。養父も養祖母も病気で、私は長い間、二人の介護をした。養祖母の尿瓶の尿を捨てたり、洗ったりした。養父はゼンソクで、家の土の床を掘って、そこに痰を吐いていたから、私が毎日、掃除をした」

「毎朝５時頃、尿瓶の尿を捨て、500メートルほど離れた市場まで、朝食を買いに行かされた。あまり寒くて足が凍傷になった。炊事の手伝いや白樺の薪を切ったり、火を起こしたり、朝から晩まで働かされた。兄の子供を背負って洗濯、掃除、水運び、石炭拾いもした。10歳頃から、井戸で水汲みもさせられた。

表１－８　児童労働の有無（ＭＡ）

	児童労働						
	農作業	都市自営家従	家事	その他	あり計	なし	計
A	2	6	4	1	9	1	10
B	8	－	6	－	8	2	10
C	2	－	2	－	2	9	11
D	2	2	2	－	4	9	13
優しい					10	19	29
冷淡・放置					－	2	2
暴力・虐待					18	5	23
計	14	8	14	1	23	21	44

資料：実態調査より作成。

水桶は重く、本当に辛かった」

こうした児童労働は、必ずしもすべてが虐待とは直結しない。「優しく愛情をもって育てられた」と語る残留孤児にも、児童労働の体験者は少なくない。またある孤児は、「家の仕事を手伝わされ、時には怠けたといって養父母に罵られたり殴られたが、それは当時、普通の中国人の家庭でもよくあったことだ。残留孤児だけではない」と語る。

しかし、虐待と結びついた児童労働が広範にみられたことも事実である[11]。「子供というより、労働力として引き取られた」、「私に仕事をさせ、養父母は働かず、ぶらぶらしていた」、「養父母の実子は学校に行き、私だけが働かされた」等と語る残留孤児も多い。

＊「娘というより、労働力のような感じだった。養父は、私と同じ年頃の家主の子供に、私が家から外出しないよう見張りをさせた。小学校も行かせてもらえなかった。養父は私を家の中に閉じ込め、犬のように働かせた。とても惨めだった」

「私は８歳の時から外出も許されず、ずっと家事をさせられた。庭の門はいつも閉められ、私は門の扉のすきまから、外で縄跳びをして遊ぶ近所の子供の姿を一生懸命に見ていた。養母は私に家事をすべてやらせ、自分は何もしなかった。私は12歳で小学校に通うまでの５年間、外に出たことがない。学校に行ってからも放課後は外に出してくれなかった。同級生も私の家には入れてもらえず、他の子供とのつきあいは許されなかった。養母は何もすることがないから、遊びに外出していたが、出掛ける時には、外からカギをかけた」

「私は子供として扱われたのではない。労働力として使えるから、引き取られたようなものだ。養父母は仕事をせず、３人の実子と毎日ぶらぶらして、私だけが働かされた。養父母と一緒にすごしたこともあまりない。私が稼いだお金はもちろん、すべて養父のものになる。私が経験した苦しみは語り切れない。私が逃亡するのを恐れ、学校にも行かせなかった。実子は学校に通っていた。私の運命は本当に苦しかった」

「私は息子というより、労工の待遇だった。食事も寝起きも養父一家とは別だった。誰も面倒みてくれず、食べて生きることだけはできた。私はどんなに苦労したか。日本にいたら、こんなに苦しみを味わなかったはずだ」

「私は毎朝、豚に餌をやって家事をしてから学校に行くので、いつも遅刻していた。養母はカギをかけて私を家の中に閉じ込め、自分は外に出かけて遊んでいた。中学の先生は、養母と絶縁したらどうかと勧めてくれた。私はしばらく学校に泊まったこともある。でも養母が学校に来て、先生達と口論をした。私は怖くなり、養母と一緒に家に帰った」

第２章　中国在住時の基本的生活史

本章では、残留孤児の中国在住時の基本的生活史を分析する。

第１節　学歴

まず学歴である（表２－１参照）。

年長の残留孤児（《Ａ・Ｂタイプ》）は不就学、または小学校中退が多く、非識字者も少なくない。彼・彼女らが就学できなかった理由は、「養父母に毎日、仕事ばかりさせられた」、「中国語ができないから」、「貧しくて学校どころではなかった」、「日本人なのでいじめられて中退」、「病気で中退」等、多様である。また年長の孤児では、10数歳になってから小学校に入学したケースが少なくない[12]。

表２－１　学歴・職歴（ＭＡ）

タイプ		A	B	C	D	計
学歴	高校以上	3	－	3	5	11
	中学卒	－	－	1	5	6
	中学中退	－	1	2	1	4
	小学卒	1	－	1	2	4
	小学中退	5	7	4	－	16
	不就学	1	2	－	－	3
就職年	1940年代	1	1	－	－	2
	1950年～	4	6	3	－	13
	1957年～	5	3	8	11	27
	1970年～	－	－	－	2	2
転職回数	４回以上	－	2	1	－	3
	３回	3	－	1	－	4
	２回	4	2	1	4	11
	１回	－	3	3	3	9
	なし	3	3	5	6	17
職業	労働者	8	8	6	11	33
	自営家従	4	1	－	2	7
	管理職	1	－	2	1	4
	専門職	3	－	3	6	12
	農民	－	7	5	－	12
計		10	10	11	13	44

資料：実態調査より作成。

一方、黒竜江省等の農村で引き取られた年少の《Ｃタイプ》では、不就学者はいないが、やはり小・中学校の中退者が多く、一部に非識字者もいる。「学費の負担に耐えられず、『小日本』といじめられ、小学校を中退」、「養父にしょっちゅう殴られて頭痛がする上、家の仕事が大変だったから中退」、「養父母とも死んだので、学校を中退」、「家計を助けるため、中学を中退」等の声が聞かれる。また中学卒業後、さらに進学を望んだが、養父母が「女の子に教育は不要」と言われ、進学を断念したケースもある。

ただし、《Ａタイプ》や《Ｃタイプ》では、ごく一部だが、高等教育を受けることができた残留孤児もいる。それは成績が優秀であったことに加え、学校推薦や各種奨学金、および養父母の理解が得られた幸運なケースである。

これに対し、都市で引き取られた年少の《Ｄタイプ》は、大半が中学卒以上である。高卒以上のケースも少なくない。ただしそれでも、「もっと進学したかったが断念」、「学齢期をすぎてから就学し、速成班で学んだ」、「日本人としていじめられて中退」、「貧窮の自活生活で中学を退学」等の事例もみられ、日本在住の同世代の日本人と比べれば、就学機会は制約されていたといわざるをえない。

＊「養父は私を小学校に行かせてくれた。でも何日もたたないうちに、先生から家に返された。全く字が読めなかったからだ。それまで浮浪児で字を教えてくれる人もなく、引き取られた後も養父は昼間、仕事で、しゃべる相手がいなかった。養父が仕事から帰ると、私はもう寝ていたし。学校では他の子供に

いじめられ、それで先生も仕方なく、家に返したのだろう。10～11歳頃、養父はもう一度、私を学校に行かせた。それまで、養父が中国語を教えてくれ、だんだんわかるようになった。私は17歳で中学に入学し、19歳で卒業した。もっと進学したかったが、養父が病気なのでかなわなかった」

「養父母の死後も、私は中学に通っていた。夜、必死に手袋作りの内職をして、半年ほど頑張った。でも手袋の納期とか自炊とか、冬には薪で火を起こさねばならないとか、とにかく私は落ち着いて勉強できなかった。それで中学２年で、学校を断念した。学校の先生も『あなたの成績なら、高校も入れる。奨学金を申請すれば大丈夫だ』と説得にきた。でも私は、『教室にいても、私は勉強のことをほとんど考えていない。養父母のこと、手袋のことばかり考えている』と答えた。私は、続けて学校に行かなかったことを一生後悔している」

第２節　就職・職歴

次に、職歴についてみる（表２－１～３参照）。

都市で引き取られた年長の《Ａタイプ》の多くは、前述のように子供時代から養父母の都市自営業を手伝ったが、1950年代に都市で労働者として就職した。その後、「公私合営」、「大躍進」[13]等、中国では大規模な産業政策の転換があった。そこで彼・彼女らは国家配置により、２回以上の転職を経験してきた。

＊「縫製の見習いを３年間して、14歳で洋服縫製店に移った。1956年、『公私合営』で、大きな縫製工場に配置替えされた。３年後また、ワイシャツ専門の大規模な縫製工場に配置転換になった。私はずっと縫製業だが、勤務先は時々の国家の政策でいろいろ変わった」

「1958年に鉄鋼生産を発展させる『大躍進』があった。それで1959年、河北省に派遣され、発電所建設に従事した。1960年から、炭鉱夫、兵器工場の包装工、電球工場の機械修理工等、職場を転々としてきた。これらはすべて国の政策による集団的な配置異動だ」

「1955年から養父の理髪店の手伝いをしたが、1958年の『大躍進』で鉄鋼を大量に作ろうというキャンペーンがあり、私も鉄鋼工場に入った。しかし工場は１年後に破綻し、全員、製紙工場に配置された。1963年にまた陶磁器工場に移動した。転々と仕事を替えたが全部、国の配置・指示だった」

これに対し、農村で引き取られた残留孤児（《Ｂ・Ｃタイプ》）の多くは、農業に従事してきた。転職はあまり多くないが、農村での賃労働に従事したり、「農場が赤字なので、臨時雇の土木建設業を転々としてきた」ケースもある。

＊「1957年、生産隊[14]で農業を始めた。農村だから他の就職はない。私はまだ子供だったから、皆について農作業をした。牛の世話や、トウモロコシと麦、大豆、ジャガイモなどの畑仕事をした。翌年から人民公社の通信員（郵便配達）の仕事についた。その後、獣医センターで会計・出納員をしたこともある。最後は道路管理・修復の班長として働いた」

「1956年から、生産隊で耕作作業や馬車曳きをした。でも生産隊は、働けば働くほど赤字になった。一年間働いて５万元の赤字が出た。腹が立ってやめ、よそで大工、建築、野菜の貯蔵などの臨時雇として１年間、働いた。1958年に『大躍進』で方正県に種畜場ができ、種馬を飼う仕事に派遣された。でも

表２－２　都市で引き取られた残留孤児の職歴

Ａタイプ	労働者	14	印刷見習→印刷工→雑役臨時雇→倉庫管理
		4	発電所建設→炭鉱夫→包装工→機械修理工
		13	教師→雑貨店員→倉庫管理事務員
	自営家従＋労働者	15	豆腐屋自営→豆腐製造労働者
		21	理髪店家従→製鉄工→製紙工→陶磁器製造工
	労働者＋管理職	2	縫製見習→縫製職人→縫製労働者→縫製→組長→主任→技術課長代理
		3	アルミ製品製造工→技師
	専門職	12	師範学校の医師・保健教諭
Ｄタイプ	労働者	20	水産養殖工場経理・統計員
		32	金属家具製造工→雑役→金属家具製造工
		38	交通運輸管理所出納員
		40	道路清掃員臨時雇
		34	工具製造工
		26	食品・農業機械販売店員
	労働者＋専門職管理職	28	旋盤工→技師・班長
		33	薬剤会社経理→労働局経理課長→体育委員会経理課長
		29	雑役臨時雇→旋盤工→技師
		44	自動車修理工→改装検査→技校実習教師
		42	手袋内職→部品製造工→電線製造工→係長
	専門職	41	プラスチック関係化学分析
		43	夜間学校識字教師→保育士→助産師

資料：実態調査より作成。Ａタイプの家従のみの短期就労者は除く。

表２－３　農村で引き取られた残留孤児の職歴

Ｂタイプ	農民	18	農民
		15	農民
	農民＋労働者	5	農民→製鉄労働者→酒造工
		16	農民→農場電話交換員→農場経理
		10	農民→雑役臨時雇→種畜場飼育員→大工見習→土工臨時雇→伐採臨時雇→木箱製造工→倉庫保管
		6	農民→溶接工
		7	農民→雑役臨時雇→農民→土工→鋳造工
	労働者	9	雑貨店店員→百貨店倉庫管理
		8	林業雑役→営林員
	その他	19	洋装店自営→布団縫製労働者
Ｃタイプ	農民	35	農民
		37	農民
		22	農民
	農民＋労働者	30	農民→郵便配達→獣医センター出納員→道路管理
		39	農民→養鶏場卵拾い臨時雇
	労働者	27	製薬臨時雇→機械工見習→雑役臨時雇→線路敷設工
		23	鉄道会社経理→林業工場経理
	労働者＋専門職	31	木工機械工→技師・主任
		36	産婦人科医→木材運搬→産婦人科医
		24	鉄鋼研究院溶接工→技術管理者→実験室員→研究員
	専門職	25	小学校教師→校長

資料：実態調査より作成。

1964年、種畜場が赤字で廃止され、私は建築会社に入り、大工の見習いを始めた。足場組みや運搬等、きつい力仕事ばかりさせられた。給料も低く、頭にきて止めた。そして、もっと給料の高い土木の重労働をやり始めた。さらに２年後、二人で大きなのこぎりで丸太を切るもっときつい仕事に変わった。どれも臨時工だ。1968年には運輸会社に入り、トラックに積む木箱を作った。でも電気ノコギリで親指を切り、同じ会社の倉庫の保管員になった」

「うちは農家だったので、私も牛の放牧をした。ある日、２頭の牛がケンカをして、私はそばにいて足を骨折した。それで１年余り動けず、オンドルの上で生活していた。労働局にしょっちゅう行って仕事を探したが、学歴も体力もないから、オンドル作りの助手やダム建設など臨時の仕事しか紹介してもらえなかった。1955年、仕事のない人を人手不足の農村に派遣するキャンペーンがあり、私は林口県馬橋河に引っ越して農作業をした。1958年、鶏西の炭鉱機械工場が労働者を募集して、私はそこに入った。その工場で最初は土木作業をしたが、後に鋳造工になった」

都市で引き取られた年少の《Ｄタイプ》は、主に1957年以降に労働者として都市で就職した。転職経験は少ない。

そしてタイプを問わず、高等教育を受けた孤児は、医師・教師・技師等の専門職として働いてきた。また高卒者や都市居住者にも、就職後に専門技術を習得し、技術者･管理職になったケースがある。

第３節　結婚・家族形成

では次に、結婚の状況をみる（表２－４・５参照）。

ここでは性差が顕著である。男性は多くが1959年以降、20歳以上で結婚した。女性は多くが1958年以前、20歳未満で結婚した。女性には童養媳や養父母の強要により若く結婚したケースもある。

＊「12歳の時、童養媳で夫の家に入った。1956年頃、私が19歳、夫が16歳で結婚した。これは仕方のないことで、私は選ぶことはできなかったし、何も考えなかった」

「17歳の時に養父母に見合いを迫られ、初対面の人と、養父母に言われるままに結婚させられた。私は本当はまだ結婚したくなかった。この苦しみ・悩みを誰に言ったらいいのか」

「養母が勧めた相手を、私は気に入らなかった。その男性は定職もなく、まともな人間ではない感じがした。年齢も本人がいうよりずっと年上に見えた。出身地もはっきり言わない。それで私は結婚を断った。養母はとても怒り、私を一番汚い言葉で罵り、棒で殴った。養母は、その男性を婿にして老後の面倒をみてもらおうと考えていたのだ。私は、養家にいることに本当にうんざりした。それで18歳の時、近所に住んでいた夫と結婚した。つまり夫と結婚したのは、一刻も早く養家を出たかったからだ。当時、夫の家は貧しく、しかも二人の弟と二人の姉、高齢で身体が不自由な両親がいた。毎日、高粱のお粥しか食べられなかった」

残留孤児の配偶者の職業は、労働者が多い。また都市で引き取られた孤児（《Ａ・Ｄタイプ》）の配偶者には専門職・管理職、農村で引き取られた孤児（《Ｂ・Ｃタイプ》）の配偶者には農民も一定の位置を占める。

子供の人数は１～７人と様々である。都市より農村、年少者より年長者の方が、子供の人数が多い傾向がある。また経済的に貧しく子供が多い農村の居住者（《Ｂ・Ｃタイプ》）には、「子供が多く、貧しくて医者にも診せられず、２人死去した」といった声もある。一人っ子政策に抵触して処罰されたり、「堕胎手術を強制されないよう隠した」ケースもみられる。

＊「子供が７人もいて、育児は大変だった。配給の食糧も足りなかった。うち２人は死んだ。一人は骨軟化症で、最後は動けなくなって４歳で死んだ。もう一人も４歳の時、脳出血で一晩で死んだ。貧しかったので医者にもみせられなかった」

「６人の子供が生まれた。最初の５人が娘で、最後の１人が男だ。男の子がほしかった。６人の子供を養うには収入が足りず、苦しかった。普通の病気では医者にかかったことがなく、初めて医者にかかったのは、胃潰瘍で倒れた後だった」

「５人の子供がいる。末子が生まれた時、一人っ子政策の違反で大問題になった。堕ろしたらかわいそうだ。私は職務から外された。ひどい目に遭った」

「子供は５人生まれた。仕事をしながら育てるのは大変だった。末の息子が生まれた時は一人っ子政策が厳しく、妊娠がばれたら、強制的に流産させられる。大勢の同僚が会社の招待所に軟禁され、堕胎の手術を受けさせられた」

表２－４　結婚年次・年齢

性　別		男性				女性				計
タイプ		A	B	C	D	A	B	C	D	
結婚年次	1958年以前	2	－	－	－	2	3	2	1	10
	1959年～	－	4	2	－	2	1	3	3	15
	1963年～	2	1	－	3	1	－	－	－	7
	1967年～	1	1	3	4	－	－	1	2	12
年齢	20歳未満	－	－	1	1	1	3	5	3	14
	20歳～	2	4	2	5	2	－	－	2	17
	24歳以上	3	2	2	1	2	1	1	1	13
計		5	6	5	7	5	4	6	6	44

資料：実態調査より作成。

表２－５　配偶者の職業と子供の人数（ＭＡ）

タイプ		A	B	C	D	計
配偶者	労働者	5	6	6	8	25
	専門職	4	1	2	2	9
	管理職	2	－	1	－	3
	農民	－	4	4	2	10
	不明	1	1	－	2	4
子供	５人以上	－	2	4	1	7
	４人	2	5	3	4	14
	３人	7	2	1	2	12
	１～２人	1	1	3	6	11
計		10	10	11	13	44

資料：実態調査より作成。

第３章　差別・迫害の体験

最後に、残留孤児が、中国在住時に経験した差別・迫害について分析しよう（表３－１参照）。

第１節　子供時代のいじめ

【いじめの実態】

子供時代のいじめは、ほとんどの残留孤児が体験している。「小日本鬼子」と罵られたり、暴行・投石された経験を多くの孤児がもつ。いじめにたえきれず、学校を中退したケースも複数みられる。

＊「近所の子供達とケンカするといつも『小日本』と罵られた。ケンカしなくても背後から言われた。『小日本鬼子を殺せ。日本の獣の子供を死ぬほどなぐれ』と叫びながら石を投げられ、頭にケガをしたこともある。養父母がつけてくれた中国名で呼ばれず、幼い頃から『小日本鬼子』と呼ばれた。いじめられ、小学校は半年位でやめてしまった」

「小さい時、まわりの子供によく大声で『小日本鬼子』『小日本の豚の子』とよく罵られ、いじめられた。遊び仲間に入れてもらえず、とても辛かった。殴られたり、ぶっ飛ばされたこともよくある。ケンカするといつも、『小日本鬼子』『お前の母は日本人だ』と言われ、反抗すると同級生に頭を椅子で押さえられ、その上に座られた」

「８歳の頃、養父の親戚の女の子と赤い毛糸の髪どめをめぐってケンカになり、『日本鬼子』と言われて泣いて帰った。他の子供達にも『小日本』『日本人は日本に帰れ』と囃し立てられ、仲のいい友達もできなかった。中学でも、『小日本鬼子』と後ろ指を指され、いじめられた。学校の先生は見て見ぬふりをしていた。いじめに耐えられず、中学を中退した」

「子供達が私に石を投げ、『小日本狗』と罵った。髪の毛も引っ張られ、髪の毛がほとんどなくなった。小学校の同級生からも、『小日本鬼子』といじめられた。弁当や鉛筆、ノートを隠され、石を投げられたり、叩かれたりした。私は凍傷で手袋をしていたので、まわりの子供達は皆、『妖怪』と呼んでいた」

「４歳位の時、『小日本のガキ』『小日本鬼子』とよく呼ばれ、家に帰って大泣きしたのを覚えている。心にとても深い傷が残った。小学校でも子供どうし、ケンカすると、よく『小日本鬼子』といじめられ、殴られた。ケンカ相手の親にも『お前の親父が私たちをいじめ、今度はチビのお前まで俺たちをいじめるなんて、許せるものか』と罵られた。同級生に仲間外れにされ、『お前ら日本人は残虐』『お前の両親は人殺し』『うちのクラスに小日本のガキがいる。侵略者の子だ』『日本鬼の子がまた来た』と騒ぎ立てられ、毎日、いじめられた」

以上の事実は、次の二つのことを意味している。

第１は、1940年代後半から1950年代の中国社会に、侵略戦争時代の日本人による暴行・略奪の記憶が鮮明に維持され、その憎しみが残留孤児にぶつけられたことである。「小日本鬼子」とは、侵略戦争時代、日本人が残虐な行為をしたことをふまえた罵語である。孤児達は、「私の村の近くにかつて日本の軍人が多くおり、村民が日本人に蹴られたり殴られたり、酷い仕打ちを受けた。村の子供達は、親がそんな体験をしていたから、その憎しみを私にぶつけていた」、「抗日戦争の映画が上映される度、攻撃の標的にされた」と語る。

表３－１　差別・迫害（ＭＡ）

タイプ		A	B	C	D	計
子供時代いじめ	あり	7	9	11	11	38
	記述なし	3	1	－	2	6
進学差別	あり	1	－	－	2	3
	記述なし	9	10	11	11	41
就職差別	あり	6	6	4	6	22
	記述なし	4	4	7	7	22
文化大革命	政治排除	2	2	3	3	10
	スパイ扱い	4	2	1	2	9
	暴行迫害	－	－	2	4	6
	迫害なし	4	6	5	4	19
結婚差別	あり	4	1	1	1	7
	隠蔽	3	4	4	8	19
	なし	5	5	6	4	20
家族への差別	あり	6	3	3	5	17
	記述なし	4	7	8	8	27
計		10	10	11	13	44

資料：実態調査より作成。

第２は、周囲の人々が、残留孤児を日本人と認識していたことである。日本語しかできず、直ちに日本人とわかる年長の孤児だけでなく、年少者についても、また引き取られた地域の違い（農村・都市）を問わず、周囲の人々は残留孤児が日本人の子供だという事実を知っていた。前述の如く、残留孤児が日本人であることを隠すため、転居を繰り返した養父母も少なくない。しかし多くの場合、隠しきれなかったのである。ある孤児は、「いくら引っ越しても噂になった。養父母もなぜわかるのか不思議がっていた」と語る。

【いじめの受けとめ方】

いじめの受けとめ方は、残留孤児の年齢によって微妙に異なる。

まず年長の残留孤児（《Ａ･Ｂタイプ》）は、敗戦前の記憶が鮮明で、自分が日本人であることを自覚していた。日本名や実父母の氏名を記憶していた孤児も少なくない。そこで、誰かから「日本人」と言われても、「違う」と反論できなかったケースが多い。また、学校や映画で日本の侵略戦争の歴史を知れば知るほど罪の意識をもち、自己嫌悪や劣等感に苛まれ、萎縮していったケースも多い。そこで年長の孤児の多くは、できるだけ自己主張せず、目立たぬようおとなしくするという対応をとった。日本語や日本名も無意識のうちに忘れようとし、また実際にも使わないため、忘却していった。

＊「敗戦時６歳だったので、自分が日本人だと知っていた。当時の中国では日本人は信用できないという雰囲気があり、できるだけ知られたくなかった。でもどこからか漏れ伝わり、先生も同級生も皆、知っていた。自分が日本人であることを罪のように感じ、ずっと萎縮した毎日を送ってきた」

「敗戦時、私は13歳だから、自分が日本人だとよくわかっていた。自分が日本人の子だと考える度に不安・恐怖に襲われ、萎縮して何もできず、自分のすべてが他人の半分以下だと感じていた。誰かが日本の中国侵略のことを話し出すと、まるで自分

のことを言われているように感じ、毎日朝から晩まで心が苦しかった」

「敗戦時６～７歳で、自分が日本人だと記憶に残っていた。でも日本のことを思うだけで怖くなるから、できるだけ考えないようにした。それで詳しいことや自分の名前も忘れてしまった。最初は、なぜ子供達が日本人を殺したいほど憎むのか、わからなかった。日本人が中国でどんな悪いことをしたのか、知らなかった。少し大きくなるとわかった。私は日本人だと自分でもわかっていたので反論もできず、悔しい思いをした」

「敗戦時、もう６歳だったから、自分が日本人であることを覚えていた。養父母の家に入った時も、この人達は自分の肉親ではないとわかっていた。小学校でいじめに耐えかね、一度だけ相手を押し倒したことがあったが、この時は集団で復讐されるのではないかと恐ろしく、同じ学校にいたもう一人の日本人の子といつも一緒に行動するしかなかった。いつも萎縮してコソコソしていた。悔しかったが、反抗できなかった。自分の日本名も日本語も、いつのまにか忘れていた」

これに対し、年少の残留孤児（《Ｃ・Ｄタイプ》）は、日本人としての記憶・自覚が希薄である。

確かに年少の孤児の中でも、３～４歳で引き取られたケースでは、当初、中国語ができず、自分が中国人とは違うと自覚していた孤児もいる。この事実は、彼・彼女らの幼児体験の印象深さを物語る。

＊「拾われた時、私は言葉が通じなかったから、毎日泣いていたのを覚えている。まわりの人の話も全くわからなかった。どれほど月日が経ったかわからないが、皆としゃべれるようになった。知らないうちに日本語はしゃべれなくなった」

「４歳で引き取られたが、小さい時から自分が日本人だとわかっていて、私には家がない、他人の家に住んでいると思い続けてきた。実父母の名前も住所も全く覚えていないが、それでも中国語ができなかったことだけは印象に残っている」

「私は３歳で養父母に引き取られた当初、ずっと『お母さん、お母さん』と日本語で呼びながら、泣いていた。養母は私をなだめ、一生懸命に中国語を教えてくれた。体を使って、『手、耳、目』など一つ一つ教えてくれた。それを私は覚えている。私は自分の子供に聞いてみると、３歳の頃の記憶は全くなかった。でも、私の３歳の時の記憶はとても鮮明だ。言葉がすっかり変わったからだと思う」

しかし総じてやはり年少の残留孤児の日本人としての記憶は、年長者に比べ、希薄である。自分を養父母の実子・中国人と思い込んで育ったケースも少なくない。そこで年少者の多くは、周囲から「日本人・小日本鬼子」と言われて初めて、「自分は本当は日本人かもしれない」と不安を膨らませていった。年少の孤児には、いつから日本人とわかったのか、自分でもはっきりしないケースも多い。例えば大人になってからの共産党入党の審査、または養父母の死去直前の遺言で、初めて自分が日本人であることを決定的に知らされ、その時点でようやく、これまでなぜ自分が「日本人」と言われ続けてきたのか、謎が解けたと感じたケースもある。そこで子供時代、年少の残留孤児には、いじめられると、「日本人ではない。中国人だ」と反論し、自らもそのように思い込んでいたケースが少なくない。

＊「小学校の時、同級生に『小日本』と呼ばれると、私は同級生を追いかけ、殴っていた。深く考えず、ただ私を罵っているだけだと思っていた。1971 年、やっと真実がわかった。中国共産党に入党する際の身元調査で初めて、担当者から日本人だと正式に告知された。入党の審査がなければ、養母も私を引き取った事情を話してくれなかっただろう」

「小さい時、同級生から『日本人』と言われ、ひょっとしたらという思いは心のどこかにあったが、それでも自分は中国人で養父母の実子だと思い込んでいた。1981 年、養父の病気が悪化した時、日本人だと教えてくれた。私は『そんなこと、信じないよ』と言った。本当に信じられなかった。養父は『とにかく覚えておきなさい。いつかわかる時がくる』と言い、私を引き取った時の様子を詳しく教えてくれた。その話を聞くうちに、長年の自分自身の疑問がはっきりしたという、ある種うれしいような気持ちの反面、養父母の実の子供ではなかったのだと知らされて悲しい気持ちになった」

「自分が日本人かどうかはっきりわからなかった。いじめられるので、日本人かもしれないと思っていた。はっきりわかったのは、結婚する前に養母に詳しく話されたからだ。当時、養母はもう重い病気で死ぬ直前だった。それまでは養母に聞いても教えてくれなかった。だから私は誰かに『日本人』と罵られたら、『違う』と言い返していた」

「５～６歳の時、養父が知人の家に私を連れて遊びに行くと、『小日本の娘も大きくなったね』『小日本の娘は元気で育っているね』という話がいつも耳に入ってきた。それで徐々に自分が日本人だとわかっていった。でも９歳の時、公安局調査で正式に認定されるまで、自分では納得していなかった。だから『小日本じゃない。中国人だ』と言い返していた。だって日本人であることは、良いことではないもの。私はまだ小さかったから、皆と同じじゃないか、どうして自分だけ日本人と呼ばれるのかと不思議に思っていた」

「1951 年頃、養父母と近隣住民の口論の中で、自分が日本人であるとの言葉が耳に入り、初めて漠然と自分が中国人でないのかもしれないと感じた。でもその頃は何も考えず、『日本人』と言われたら、『違う、中国人だ』と言い返していた。自分が日本人だという記憶はなかったが、遅くとも中学を中退する時にはもう、自分はもらわれた日本人の子供だと感じていた」

「８歳の頃、家主と諍いになり、家主が私を『小日本鬼子』と罵った。養父はその声を聞きつけ、すぐ家から出て来て家主に謝った。それで自分が日本人だとうっすらとわかった。驚くと同時に、何かいじめられたと感じた。それ以後も、いろんな場面で『日本人』と噂されたり、直接言われることがあり、だんだんそうに違いないと思うようになっていった」

「ある日、私は同級生に服を破られ、泣きながら帰って来た。隣人が私を見かけて自宅に連れて行き、破れた服を縫いながら、『あなたは日本人の子だよ。養父にいろいろひどいこともされたけど、我慢するしかないね』と教えてくれた。それ以前は、ケンカして誰かに『小日本』と言われたら、私は負けずに『もう一回言ってみろ』と殴りかかっていた。ただデタラメの悪口

を言っているだけだと思っていた」

「1967年に日本人だと知らされるまでは、養父母を実父母と思い、妹２人も実の妹と当たり前に思っていた。1967年、仲のいい友達の一人が、あなたは日本人だと知っているかと、私に聞いた。私はいいえと答えた。その友達は私にとって信頼できる人だった。その人が言うのだから、本当だと思った。そして小さい頃から時々、『日本人』といじめられたことがあることなどが思い当たった」

【年少の孤児と養父母の対応】

周囲から「日本人」と言われ、半信半疑になった年少の孤児が、養父母に対してとった対応は様々である。養父母側の対応もまた様々であった。

まず第１に、この問題は触れてはならないタブーだと直感し、養父母に何も聞かなかった孤児がいる。

＊「養父母に聞いたことはない。それは聞けない。聞くと、親に余計な思いをさせることになる」

「養父母に確認したら怒られるにちがいなく、また養母は自分の生んだ子だと言い張るに決まっている。だからあえて確認しなかった。聞くに聞けなかった」

第２に、養父母に聞いたが、何も答えてもらえなかった孤児もいる。この場合、実は日本人であるという孤児の確信は、一層深まった。

＊「親戚に『日本人』と言われたと養母に言うと、養母は洗濯の手を止め、何もいわず涙を流しながら私を力一杯抱き締めてくれた。養母はそれ以降、その親戚との交際を断った」

「養父母に聞いたが、何も教えてくれなかった。口にするのが嫌だったようだ。養母には『反撃してはいけない』と言われた。言い返すこともやり返すことも禁じられ、悔しかった」

第３に、養父母に確かめると「日本人ではない。実子だ」と言明されたケースもある。そしてその中でも、「日本人だ」と告げた人に猛烈に抗議した養父母もいれば、一笑に付した養父母もいた。

＊「家に帰って養父母に言うと、養母はすぐ否定した。『誰に聞いたのか』と厳しく問いただし、その同級生の家に行って、『証拠を見せろ。なぜ日本人の子というのか』と抗議した。養父が怒って斧を持ち、怒鳴り込みに行ったこともある」

「私は泣きながら、養母に『なぜ皆、私を日本人と呼ぶのか。本当にあなたが私を生んだのか』と訊ねた。養母はそれを聞く度、私を抱き締め、『そんな言葉は気にしないで。私が間違いなくあんたを生んだよ』と大泣きした。そして養母は私をそう呼んだ人の家に連れて行き、ケンカしていた」

「私は養母に『なぜ小日本と呼ばれるの？。お母さんの子供ではないの？』と聞いた。養母は笑って『あれはデタラメ。気にするな。ばからしい』と言った。私は信じるしかなかった」

そして第４に、養父母に確かめると、「本当は日本人だ」と教えてくれたケースもある。

＊「私はうちに帰って養父母に聞いた。養母は『誰が言ったの、そんなことないよ』と怒った。でも養父は、『お前は本当は日本人だ』と言い、私の日本名と実母の名前を教えてくれた。養父はすべてをはっきり覚えていた。養父は正直な人だ」

第２節　学校・職場での差別

さて次に、学校・職場での差別についてみる。

【学校での差別】

学校の進学では、目立った差別は少ない。ただし都市の一部では、大学進学の際、差別があった。また学生時代、共産主義青年団[15]への入団を認められなかった孤児もいた。

＊「大学に進学したかったが、日本人は信用できないという理由で高校の推薦をもらえず、進学できなかった。悔しかった。また高校時代、共産主義青年団への入団を申請した時、申請書に日本人だと書かなかった。でも同級生や隣人は皆、知っていたので、事実を隠したと警告を受けた」

「高校の成績が私より100点以上、低い人も大学に合格したのに、私は不合格だった。後になって、同級生の共産主義青年団支部書記長と先生が調査して、不合格の理由が日本人の子供だからだと教えてくれた。大学に行けなかったことは、私の一生の中で最も残念なことだ」

「中学で共産主義青年団への加入を申請したが、政治審査で落とされた。日本人だから落ちたと言われた。小学校で少年先鋒隊[16]に入る時も、中国人ではないから資格がないという噂を聞いた。でも当時は誹謗だと思い、気にしなかった」

【就職・職場での差別】

職場での差別は、約半数の孤児が体験した。

まず第１に、就職や昇進・昇給、仕事内容に関する差別がある。

＊「新聞工場に入って１年たった頃、上司は私が日本人だから、この仕事から外すと言い出した。５年後、私は農村に下放され、いやいやながら新聞工場を辞職した」

「就職試験を３カ所、受けたが、日本人という理由で、どれも採用してもらえなかった。瀋陽の軍工場、布団製造工場、それと204秘密工場の３カ所だ」

「日本人なので昇進がなく、単純な仕事ばかりさせられた。人がやりたがらない仕事に回されることがほとんどだった」

「『日本人だから重要な会計の仕事は任せられない』と言われ、事務室から工場作業員に変えられた」

「獣医センターで経理をやっていたが、日本人なので昇進できなかった。昇進や昇級で差別され、同僚と差をつけられた。給料も同僚より安かった」

「中学の頃、空軍の募集があり、試験には合格したが、先生に呼ばれ、日本人だから入れないと言われた。ショックだった。中学卒業後、また軍隊を受けたが、やはりだめだった。就職も、最初は不合格だった。町内会長を介して確認すると、日本人はダメと言われた。町内会の人が交渉してくれ、何とか就職できた。就職後も日本人として差別され、いくら努力しても昇進は遅かった」

第２は、中国社会では昇進・昇格と密接に関わる共産党・共産主義青年団等の政治組織からの排除である。

＊「労働組合役員、共産主義青年団書記だったが、日本人なので1962年に解任され、政治活動を禁じられた」

「教師時代、日本人だから学校での政治活動には、全く参加させてもらえなかった。同僚から、日本人だから参加しなくてよいと言われ、つらかった。共産党の入党も何度も申請したが、許可されなかった」

「職場に銃を持てる武装基幹民兵組織があり、私はその組織に入ったが、1年足らずで除名された。普通民兵にされたが、これは老人、弱者、病人、障害者、地主、富農、反革命、悪い人、右派を含む。普通民兵になると昇進は無理で、静かな生活を送れるだけでも幸せという感じだった」

「1966年、共産主義青年団に入団申請書を出すと、自分の身分を知らないのかと聞かれた。困惑して養父母にたずねたが、『何もない』と言われた。結局、入団は許可されなかった」

第3は、職場での有形無形のいじめである。残留孤児の中には、就職･転職の過程で遠隔地に移動し、日本人であることを隠したケースもある。しかし実際には隠しきれない場合も多かった。

＊「大慶に移ったが、職場では悪意や冗談で『小日本』と言う人もいた。公安局も知っているし、工場の保衛課も知っているから、皆、噂でわかるのではないか」

「職場で日本人として有形無形の圧力があった。例えば日本の侵略時代の歴史教育の一環で、職場から集団で撫順市の『万人坑』[17]に見学に行く。そんな時、皆が私を見る。私の前では言わなくても、裏では皆、『日本人』と噂していた」

【東西冷戦下でのフォーマルな差別】

学校や職場での差別は、子供時代のいじめと、2つの点で異なる。

第1にそれは、日本侵略時代の実体験に基づく近隣でのインフォーマルな差別ではなく、档案という国家によって文書化された記録に基づくフォーマルな差別である。档案とは本来、記録文書一般のことだが、ここでは特に個人の人事档案を指す。档案には、本人の出身家庭、出身階級、学業成績、賞罰、政治運動･学習の態度、業務能力や日常生活の態度など、詳細な個人情報が記録されている。残留孤児の場合、養父母に引き取られた経過、周囲の人々の証言記録、残留孤児としての認定の文書等も含まれる。そして就学、就職、転職、異動、昇進、入党等、人生のあらゆる局面で、この档案の記載情報が審査され、大きく影響する。その意味で档案に基づく差別は、国家機関によるフォーマルな構造的・政治的差別である。しかも档案による管理は、進学・就職・転居等でどこに移動しても、逃れられない。また档案は一般に共産党組織の人事部門・公安機関が管理している場合が多く、本人も閲覧できない。公安機関等から日本人であるとの情報が提示されれば、それは「自分が日本人である」、または少なくとも「国家は自分に日本人という烙印を押している」という変更も反論もできない事実が示されたことを意味する。

第2に、学校や職場での差別は、日本の侵略戦争の歴史のみならず、戦後の東西冷戦を背景とした差別である。1940～1950年代初頭、中国国家（共産党）の公式見解によれば、残留孤児は日本の侵略戦争の「被害者」であった。中国共産党は、「日本人（日本国民）」を一括りに「加害者」とはみなさず、日本の支配階級が推進した中国侵略戦争は、中国人民のみならず、日本人民にも多大な被害をもたらしたとする階級的視点を堅持していた。しかし1950年代後半以降、国家権力によるフォーマルな、しかも残留孤児の「日本人の血統」を口実とした差別が顕在化した。ここには戦後の中国国家が階級的視点を希薄化させ、血統主義的な民族主義・国民統合へとシフトした事実がみてとれる。この変化を生み出したのは、もはや過去の侵略戦争の歴史ではない。1950年代以降の東西冷戦の構造であり、日本が中国にとって仮想敵国の一つとなったという新たな事実である。残留孤児に対するフォーマルな差別は、たとえ侵略戦争の歴史を口実としてなされたとしても、戦後の東西冷戦・ポストコロニアルの歴史的文脈において、初めて理解しうる。

第3節　文化大革命による迫害

東西冷戦下での残留孤児に対する差別は、1966～1976年の10年間にわたる文化大革命[18]の時期に最も激化した。

【文化大革命時代の迫害・差別の実態】

この時期、残留孤児の過半数が何らかの差別や迫害を経験した。

まず第1は、共産党入党の不許可等、政治活動からの排除である。これは単なる政治的自由の制約、および昇進・昇格の不利にとどまらない。当時の中国では、共産党に忠誠を誓う政治運動からの排除は、いつ迫害されてもおかしくない要注意人物の烙印を意味した。

＊「文化大革命時代、私は工場で20数人を管理する班長で、技術者でもあった。当時、私は27～28歳で非常に純粋で、政治面で進歩を追求したかった。それで共産党の入党申請書を書いた。しかし1年経っても、何の返事もない。私は不思議に思い、党委員会書記長に会いに行った。しかし、書記長は私に『共産党を信じているなら、きちんと仕事をすればそれでいい』と言った。私の班は毎年、先進班として称賛され、仕事はできたはずだ。私が日本人であること以外に、理由は考えられない。私は書記長に『これからもう申請書を書きません。ひたすらまじめに働きます』と告げた」

「私は皆と同じように造反派に入ったが、公安局の人は私が日本人なので、造反派に入る資格はないと言った。それで私は労働以外、何もしなかった。政治集会や文化的な催し物にも参加させてもらえなかった。自分だけが日本人として差別されるのが寂しく、不安だった」

「婦人隊長の役職をはずされた。生産大隊の隊長に理由を聞くと、『あなたが日本人かどうか、これ以上、追求され、批判されないだけでも幸運だと思って下さい』と言われた」

第2は、スパイ呼ばわり、監視、壁新聞での非難等である。思想教育を強制された孤児もいる。

＊「日本のスパイの容疑で、常時監視状態におかれた。そのことは、職場の20年来の仲のいい同僚が教えてくれた。彼は、文化大革命の一番厳しい時期がすぎたある日、職場で私をわざわざ呼び出し、『一緒に歩いて帰ろう』と言った。いつもは自転車なのだが、その日だけ歩いて帰りながら、教えてくれた。人前や大声では話せないからだ。彼は小声で、『君は常時監視されている。十分注意した方がいい。人と付き合う時、細心の注意を払え。特に日本と関係がある人との付き合いは危ない』と

忠告してくれた」

「壁新聞に『戦争犯罪人の子』『日本人の狗の子』と書かれて街中に貼られた。日本人は信用できないとして思想改造学習班に入れられ、約１カ月間、監禁された」

「スパイ呼ばわりされ、ショックを受けた。当時は悪いことはすべて日本人がもってきた、という風潮があった。私は労働改造を受け、半年間ほど思想学習させられた。倉庫のような場所で寝起きし、週末だけ自宅に帰ることを許された」

そして第３は、最も苛酷な政治的迫害である。街中を引きまわされ、大衆集会で糾弾され、暴行を受け、強制労働に従事させられ、僻地の農村に下放[19]されたケースである。

＊「日本のスパイとして打倒された。１年ほど医師の職から外され、木材運びの労働改造をさせられた。首に看板を吊り下げられ、街中を引きまわされた。自己批判させられ、精神的に追い詰められ、自殺まで考えた」

「看板を首から下げ、街であちこち引きまわされ、批判された。皆から顔に泥を投げつけられ、『日本のスパイ』と怒鳴られた。勤務先の学校の同僚･生徒からも毎日のように批判、監禁され、屈辱的な日々を送った。当時､小さい子供を２人抱えていたが、子供達と会うことも許されなかった」

「私が日本に手紙を出しているという噂が流れた。『なぜ、日本に手紙を出すのか。スパイをしているのではないか』と言われ、打倒された。スイカの皮を頭に帽子のようにかぶせられ、髪の毛も切られた。勤務先では、何をしても日本人だからと悪口を言われ、友達もいなくなった」

「日本のスパイ・反革命分子として批判され、21 日間拘束され、工場も退職させられた。大きな三角帽子をかぶらされ、帽子の上に『日本の狗の子』と書いたものを貼られ、首にはレンガをぶら下げられ、街中を引きまわされた。つるし上げの集会で、私は一生、政治運動には参加しないと誓わされた。そして養父母や妻子を連れて妻の実家がある農村に行き、15 年間、そこで住んだ。私が受けた心の傷と苦労は、言葉では言えない。農村でも最低の扱いだった。会議をする時、私は黒板の前に立たされ、発言は許されなかった。日本人は、地主よりもっと悪い身分だ。農村の仕事は非常に低賃金できつかった。家は草等で作った粗末な小屋で、窓はガラスではなく、ビニールが張ってあった。盆の中の水は、いつも凍っていた。私は学歴があり、読み書きができたから、村の仕事で都市に派遣される機会があったが、外食した残飯はすべて一つの袋に入れて持ち帰り、家で半月位かけて少しずつ食べた。文化大革命以後の人生はめちゃくちゃだ」

【文化大革命の迫害における年齢・地域差】

文化大革命時代、何らかの差別・迫害があった点では、残留孤児の年齢や居住地による顕著な差はみられない。

ただし最も深刻な第３の差別――引きまわし、暴行、強制労働、下放等――の標的にされたのは、主に年少者、特に高学歴の専門職、および政治運動に積極的に参加した都市在住の孤児であった。

年少の残留孤児には文化大革命当時、まだ自分が日本人だと完全に認識･自覚していなかったケースもある。日本人かどうか曖昧で、「日本人ではないと信じたい」との気持ちをもっていた孤児も少なくない。そこで年少の、特に高学歴・専門職の残留孤児には、「模範的な中国人」になるため、積極的に政治運動に参加し、目立つとともに政治的な意見対立の矢面に立つ場合も多かった。

＊「文化大革命の時、一身をささげて政治運動に参加した。中国共産党のため、毛沢東を守るために、民衆を率いて徹夜で運動に参加した。でも敵対する派閥から、『お前が日本人であることは消すことのできない事実だ。日本人は信用できない。お前が積極的に運動に参加したのも不純な動機からに違いない。つまりスパイだ』と決めつけられた」

「文化大革命で私は積極的に政治運動に参加したが、工場の保存書類がすべて明らかにされ、そこに私が日本人だと記載されていた。それで批判される側になった。それまで私は自分が日本人だと考えたこともなかった。子供時代からの噂は、嘘だと信じていた。家に帰って養父母に問いただすと、本当だと教えられた。それまで、私自身が日本人を憎んでいた。自分がその日本人だと知らされて驚愕し、もう人生は終わりだと思った」

これに対し、年長の孤児は前述の如く、自分が日本人だとはっきり自覚していた。そこで文化大革命でも目立たぬようおとなしくふるまい、周囲と摩擦を起こさぬよう細心の注意を払った人が多い。

＊「私は９歳で敗戦を迎え､自分が日本人だとわかっていたから、おとなしく目立たないように、何にも興味をもたないよう自制してきた。私はひたすら仕事に打ち込み、誰とも余計な口をきかなかった。日本人は皆、スパイと思われることも多かった。だからとにかくミスをせず、まじめに働くことで、疑いをはらそうと一生懸命だった。周囲の同僚の顔色を伺い、つねに中立的に行動し､敵対関係を作らなかった。そうしたこともあって、文化大革命の時、一番ひどい迫害は免れた」

「1970 年、政府の役人が職場にきて、私を調査した。私は、日本人だと自分から告白した。隠し通す勇気はなかった。隠して、後でばれてひどい処分を受けるより、正直に申告した方がましと思ったのだ。私は処分を覚悟していたが、予想に反して処分はなかった。私は『仕事の鬼』と呼ばれるほど熱心に仕事をしており、周囲の信頼も厚かったからかもしれない。私はおとなしく、絶対に敵を作らないよう用心していた」

「日本人だとわかっていたから、何についてもでしゃばらないことにしていた。絶対に喧嘩もしない。日本人の私が自己主張すると、政治的な跳ね返りが強いとわかっていた。だからとにかくおとなしく、政治運動にも参加せず、過ちを犯さないよう気をつけた。もし日本人であることを知らなければ、他の人と一緒に政治運動で騒いでいたかもしれない」

【迫害を免れた諸条件】

また年齢・地域を問わず、文化大革命で迫害を受けなかった残留孤児には、次のようなケースがある。

まず第１は、身元を徹底的に隠したケースである。

＊「文化大革命の時、私が日本人だと皆、わかっていたが、詳しくわからなかったから、助かったと思う。私は何軒もの養家を

転々としたから、いくら追及しても、ルーツは途中で途切れる。自分で言わない限り、誰も私の過去はわからない。私は乞食にも引き取られたし、浮浪児になったこともある。小さい時なら、まだ日本語の訛りがあったが、大人になると聞きわけられない。だから私の事を調査しようにも、手掛かりが全くない。私は聞かれても、何も知らないと言い張った」

「文化大革命当時、私は仕事で南方の貴州省に赴任したから、まわりには私が日本人だと知られてなく、迫害を受けずにすんだ。当然、私も言わなかった。もし東北地方にいたら、やられたかもしれない。日本人だとばれたら必ずやられた。家族もその場で民衆から殺されたかもしれない」

第２に、自分はあくまで戦争の被害者で、日本のスパイではありえないことを強調し、または逆に自ら率先して日本人としての「罪」を自己批判・謝罪することにより、迫害を免れたケースもある。

＊「文化大革命の時、『日本人』と言われたら、私は『私を恨むのはかまわない。でも私は戦争に参加したことはなく、私に何の過ちがあるのか』と反論した。私も好きでもらわれっ子になったのではない。そう言うと、それ以上、私を攻撃する人はいなかった。実際、日本の敗戦時、私はまだ幼なかったので何も覚えていない。日本語も話せないから、スパイのはずがない。もし日本語ができる残留婦人だったら、スパイと思われて、ひどい目にあったかもしれない」

「文化大革命で被害はなかったが、苦しい思いはした。私は実父母の代わりに罪を償った。私はまわりの人に『私の実父母は中国人に申し訳ない事をした。だからその罪を償うため、私は一生懸命に仕事をしてきた。日本人は確かに中国人に残忍なことをした。これは認めなければならない事実だ』と繰り返し言った。それでまわりの人は私に優しくしてくれた。私は正直な気持ちを言っただけだ。中国での50年近くの生活では、日本人だと自覚していただけに、幾多の辛苦を味わってきた。日本の侵略戦争はとても残酷で、中国人民に多大な災難をもたらした。私はそのことを何回も繰り返し報告した。当時、中国人は残された日本人の子供を全部殺しても、やりすぎではなかったとさえ思う。むしろ私も殺された方がよかったのではないか。そうすれば実父母の償いもできる。殺されれば、こんな苦労もしなかった」

そして第３に、養家や配偶者が労働者・貧農等で「家柄がよかった」ため、迫害を免れたと考えている孤児もいる。

ただし、以上の迫害を免れた理由はいずれも、本人による分析・推測にすぎない。本当にそれが決定的な理由だったのかどうかは不明である。実際、人間関係に細心の注意を払っても、批判にさらされたケースもある。彼は、「いくら気をつけても、誰でも言葉遣いなどでいざこざを起こす可能性はあった」と語る。日本人であることを隠すほど、ますます疑われて迫害されたケースもある。養家や配偶者が貧農や労働者でも、差別されたケースもある。つまり実際の迫害の有無は様々な偶然に左右されたのであり、決して個人の事情や対応だけで回避しうるものではなかった。

また、迫害されなかった理由を分析するということは、いいかえれば当時は日本人残留孤児であればそれだけで、迫害される十分な理由となったことを意味している。つまり結果的に迫害を免れた残留孤児も、自分が日本人である、または日本人かもしれないという自覚・認識をもっている以上、いつ自分が迫害されてもおかしくない政治的緊張感の中で日々、生活してきたといえる。孤児達は、「迫害はされなかったが、中国ではやはり自由に感情をときはなってしゃべる習慣、態度を身につけることができなかった」、「残留孤児どうしで会話することは厳禁で、これがみつかるとスパイ扱いされるので恐ろしかった」等と語る。

【文化大革命に抗する連帯と共感】

文化大革命時代、残留孤児のスパイ容疑が荒唐無稽な決めつけだったことは明白である。日本の敗戦時に幼児・児童で日本語も話せず、日本との連絡が途絶えたからこそ残留孤児となった人々がスパイであるはずがない。迫害された孤児達は、「何の証拠もない反革命・反共産党の罪」、「出身が日本というだけで、証拠などあるはずがない」と語る。そしてそのことは当然、多くの中国人も認識していた。残留孤児を「日本のスパイ」と決めつけて指弾した中国人の多くは、むしろそうした行為によって自らの中国（共産党）への忠誠心の高さを示し、自己防衛しようとしていたと思われる。

それだけに実際には、残留孤児をかばった中国人も多数いた。また文化大革命時代、迫害されたのは残留孤児だけではない。知識人や地主の出身者等、多くの中国人も迫害された。こうした中で、残留孤児と中国人との間で、ひそかな連帯・共感が生成していた事実も見逃せない。

＊「職場の師匠が『造反派』のリーダーだったので、私は処罰されなかったのではないか。師匠は、私がスパイのはずがないことはよくわかっていたし、私を信頼してくれていたから」

「私は同僚と仲よくできた。時々同僚の家に行き、洗濯をしたり、子供の面倒を見たり、いろいろ手伝いをした。知り合いの家に何か困ったことがあると、私は必ず自分のことを後にして、助けに行った。だから、まわりの人々はとても信頼してくれ、優しく付き合ってくれた。もちろん、『この中に日本人の容疑者がいるが、まだ摘発していない』と言う人もいた。でも多くの人はそのような人を攻撃して、私を守ってくれた。だから文化大革命の時も、私は迫害されなかった」

「８月15日、中国では月餅を食べる習慣があるが、私達は下放された中国人と一緒に労働しなければならなかった。我が家には月餅どころか、醤油を買う金さえなかった。でも下放された中国人は優しい人達で、月餅を買ってくれた。私が他人の目を気にして隠れて食べようとしたら、一人の下放された老人が『心配いらない。いくら私達が『問題がある』人間でも、月餅くらい食べさせるよ』と言ってくれた。私は感動した。それはただの月餅ではなく、肉親のような暖かさと情けのように感じられた。苦難をともにしているせいか、世の中には、私を単なる『日本人』とみなさず接してくれる人もいるんだなぁと感心した。３つの月餅を持って家に帰り、一つは養父母に、もう一つは３人の子供と家内に、残った一つはまた後で子供がねだるだろうと思って、そっと隠した。妻は、自分の分を私にくれたが、私は食べられなかった」

「私は人間関係がとてもよかったので、文化大革命の時も何もされなかった。私が知っている老幹部は、何も過ちはないのに打倒され、街の掃除を強いられた。私はいつも水を撒き、埃が出ないようにしてあげた。老幹部は私を見て、にこにこ笑っていた。文化大革命が終わった後、老幹部は私に『毎朝、あんたはバケツで水を何度も運んで来て撒いてくれたね。本当にありがとう。あんたは優しい人だ』と言ってくれた。私達が勤める師範学校の学長も文化大革命の後、一番つらい時期に私が彼にいつもにこにこ笑いかけてくれたという話をした。学長が肺炎になり、血を吐いた時、私が病院に連れて行ったこともある。学長は、『もしあんたがいなければ、私はもうとっくに死んでいたよ』と言った。私は中国人にいじめられたことはない。私のまわりの中国人は、私のことを優しいといい、私にとても優しく付き合ってくれた」

第４節　結婚と家族に関する差別

結婚に際しては、露骨な差別もたまにあった。結婚後、配偶者や親戚につらく当たられ、離婚を余儀なくされた孤児もいる。

＊「結婚する前、妻の親族が『日本人は信用できない。日本人と結婚すると変な思想を植え付けられ、周囲から悪く言われる』と反対した。必死に説得して、何とか結婚できた」

「中国では共産党員は外国人と結婚できないことになっていたので、私は好きだった男性と結婚できなかった。その後、見合いを何回もしたが、なかなかまとまらず、うまくまとまって結婚登録しようとすると、私の身分証明を見て日本人だとわかり、だめになった。一番ロマンチックな恋愛時代、私は大きな苦痛を味わった」

「夫も私につらくあたった。夫は、私が日本人と交流することを嫌い、日本人と話すと『何をスパイしている』と叱った。夫も職場で、日本人の妻をもつことで嫌な思いをしているらしく、帰宅すると私を殴ったり蹴飛ばしたりした。そんな仕打ちを受けても、私はただ我慢するしかなかった」

「最初の結婚では、私が日本人であるため、姑に嫌われ、責められ、離婚させられた。夫の祖母にも、『日本人だから、自由に友達を作ったり遊んだりすることは控えろ』と言われた」

またそれ以上に、自分が日本人であることを相手に隠して結婚した残留孤児も多い。

＊「結婚する時、自分が日本人の子供であることは、妻にも隠していた。結婚して２～３年後に打ち明けた。当時の中国では、自分は日本人だと言い出しにくい雰囲気があった」

「結婚前に自分が日本人だと言うと結婚できなくなると思い、黙って結婚した。結婚後、妻に打ち明けると、『何で結婚前に言ってくれなかったの』と怒られた」

最後に、家族への迫害・差別についてみると、これも約４割が体験している。

まず第１に、家族へのインフォーマルな差別・いじめである。

＊「養母のきょうだいなど親戚も、うちとは付き合えなくなった。巻添えにされたら困るからだ。養父母も悩んでいた。私の子供達は、『小日本鬼子の子供』と罵られ、いじめられた。私は永住帰国する 1984 年まで、子供に、自分が実は日本人だと告げられなかった。自分が感じ続けてきた苦しさを思うと、到底言えなかった」

「1973 年頃、子供の幼稚園で、先生が私の末っ子を便器に座らせ、大便をさせていた。でも、末っ子はうまくできず、床と便器を汚してしまった。幼稚園の先生は、『この小日本の豚の子、本当に悪い馬鹿』と罵った。たまたま私は幼稚園に入ろうとして、その言葉を聞き、非常に腹を立てた。その後も私の子供は学校で『小日本子』『小鬼子』といじめられ、将来の心配がたえなかった」

第２に、進学・就職・昇進等で不利益を被った家族もある。

＊「夫は軍学校の教師をしていた。しかしある日、『君は妻が日本人だと知っているのか』と聞かれ、退役を迫られた。夫は退役するしかなかった」

「夫は小学校の教員だったが、私のせいでやめさせられ、食堂の管理人になった。子供達も皆、優等生だったが、軍関係や技術系の大学への入学は認められなかった。長男は空軍学校の試験に合格したが、母親が日本人だとわかっり、入隊させてもらえなかった」

第３は、共産党への入党不許可等、政治的な不利益である。

＊「夫は私のせいで共産党に入党できなかった。夫は頭がよく、仕事もでき、入党申請したが、日本人を嫁にもらったので、ついに入党も出世もできなかった。子供達も医者、看護婦など、いい仕事にはついたが、共産党には入れなかった」

そして第４に、文化大革命時代、下放されたり、暴行を受けたり、強制労働を余儀なくされた家族もいる。

＊「文化大革命時代、夫は私のことで『反革命』として批判され、木材運搬労働を強制された。夫は私が教師としてまじめに働いてきたと訴えて庇おうとしたため、逮捕・監禁された。養母も呼び出され、私と一切の関係を絶つよう強要された。養母は、私の批判集会で告発するよう言われたが、『この子は小さい時から私が育てたから、日本のスパイのはずがない』と告発を拒否した。それで、隊長に皮靴で蹴られ、60 歳で下半身麻痺になり、大小便も自分でできない寝たきりになってしまった。本当に悲惨で、私はその時、一緒に死にたかった。養母に申し訳なく、心が張り裂けそうだった」

「夫は私が日本人であるため、打倒された。皆が夫を問い詰めた。まわりに中国人女性がいっぱいいるのに、なぜお前は日本人を妻にしたのだ、と。夫は 100 日間、監禁され、思想教育を受けさせられた」

ただしこうした中でも、実際に離散・崩壊した家族は、ごく一部である。大部分の配偶者や養父母は残留孤児とともに迫害を受けとめ、家族の結束を守り抜いた。子供達もまた、いじめ・差別に耐えた。ある孤児は、「私の子供達はずっと『小日本』といじめられてきたが、私に不平を漏らしたことは一度もない」と語る。

終章　ポスト・コロニアルの中国における残留日本人孤児

以上、戦後中国における残留孤児の生活実態について分析してきた。簡単に総括しよう。

第１に、第二次世界大戦後の残留日本人孤児の生活には、日本に居住していた同世代の日本国民が体験しなかった多くの苦難が刻印されている。養父母による虐待や過酷な児童労働、不就学・非識字に象徴される教育水準の低さ、内戦・大飢饉に伴う窮乏や飢餓、国家政策による転職の強制、年長の残留孤児が直面した「中国語の壁」、一人っ子政策へ違反の処罰、そして「日本人であること」を理由とした深刻な差別・迫害。これらはいずれも当時、日本に住んでいた同世代の日本人にはみられない、残留孤児に特有の苦難といってよい。ある孤児は、「もの心がついた時からずっと苦しかった。でも、日本人には言いたくない。思い出すたびに、自分の人生とは何だったのかと悲しくなるからだ。それと私達がこんな話をすると、同世代の日本人は『君達が中国で苦労していた時、私達も日本で苦労していたよ』と言う。私達の苦しさは、なかなか理解してもらえない。義務教育をきちんと受け、厚生年金がある職場で定年まで働き、言葉の壁で悩んだことも飢餓で流浪したこともなく、日本人だからと差別・迫害されたこともない日本人が、本当に私達と同じ苦労をしてきたと言えるのだろうか」と語る。

第２に、こうした苦難は、多くの残留孤児の共通体験だが、同時にそこには居住地・年齢に基づく類型差が明らかにみてとれた。何歳の時に日本の敗戦と遭遇し、いかなる地域・経過で中国人に引き取られたかによって、残留孤児のその後の人生は大きく左右されたのである。残留孤児の中国での人生は、多様である。しかしそれは単なる偶然や個別事情に基づく多様性ではない。個人的な努力や選択で変更しえた差異でもない。それらは歴史・社会的に構築された構造的な多様性である。

第３に、残留孤児が戦後の中国で経験した苦難は、日本の侵略戦争の残滓にとどまらず、戦後の東西冷戦、およびポスト・コロニアルの社会的文脈で把握すべきものである。確かに子供時代のインフォーマルないじめは、日本の侵略戦争によって被害を被った中国人民衆の記憶に基づく場合も多い。当時、中国の国家 (共産党) は、残留孤児を「日本帝国主義による侵略戦争の被害者」とする階級的視点を堅持していた。しかし 1950 年代後半以降の档案に基づくフォーマルな差別、および文化大革命に象徴される迫害は、それがいかに「階級闘争」や「侵略戦争の（国民的）記憶の保持」といった名目の下で行われようと、実際には「日本人の血統」を敵視する民族主義・排他的国民主義、および戦後の東西冷戦の歴史・社会的文脈を抜きには理解できない。文化大革命時代、迫害された孤児の中には、「迫害は中国のせいというより、日本の侵略戦争のせいだ。日本が侵略戦争時代にしたことを考えると、中国人が我々を殺さなかっただけでもありがたい」、「日本帝国主義の侵略に対する憎しみが我々日本人孤児に向けられた。そうした中国人の気持ちは、ある程度理解できる」と語る人もいる。彼・彼女らは自らに対する理不尽な迫害に民族主義的な根拠を見出すことによって、自分を納得させ、迫害に耐えてきたのである。しかし実際には、彼・彼女らが直面した迫害は単なる帝国主義・侵略戦争の歴史の残滓にはとどまらない。むしろ、自国民を「東西冷戦の敵国」に放置しつづけた戦後の日本政府の責任に基づく被害であり、同時に階級的観点を放棄して民族主義・排他的国民主義へと向かった戦後の中国政府が創出した新たな被害であった。このことは、残留孤児に対する迫害を、「侵略戦争のナショナル・ヒストリー」として「被害／加害」の二者択一の文脈で把握することの限界を物語っている。

そこで第４に、戦後、残留孤児が体験してきた苦難の多くは、実は中国国民の多くが体験してきた苦難でもある。不就学・非識字に象徴される教育水準の低さ、内戦・大飢饉に伴う窮乏・飢餓、国家政策による強制的転職、一人っ子政策違反の処罰、そして文化大革命での迫害。これらはすべて、戦後の中国国民が体験してきた苦難でもある。残留孤児の居住地・年齢による苦難の質的な違いも、それ自体、戦後の中国における都市と農村の格差、および相次ぐ政治と社会の混乱の変遷が生み出したものであり、したがって大多数の中国国民の人生にもその質的な違いは刻印されている。もちろん残留孤児の苦難が一般の中国人のそれに比べ、一層深刻だった可能性は大きい。しかし、虐待を伴う児童労働、童養媳、非識字、不就学、档案に基づくフォーマルな国家管理と差別、および文化大革命による迫害や下放等を、残留孤児だけでなく多数の中国人民衆が体験してきたこともまた明白な事実である。文化大革命の被害者総数は今なお不明だが、死者一千万人ともいわれる。これらはいずれも、帝国主義・侵略の残滓にとどまらず、反帝国主義・民族解放闘争の成果として成立した国民国家・中国が直面したポスト・コロニアルの新たな苦難といえよう。

したがって第５に、残留孤児と日本に居住していた同世代の日本国民の苦難の違いもまた、単なる言葉や文化の壁の問題にとどまらない。ポスト・コロニアルの世界システムとの関連で把握する必要がある。すなわち戦後の日本国民が経験してきた苦難は、日本が東西冷戦の渦中で対米従属のもと、独占資本主義の復活を果たし、朝鮮戦争・ベトナム戦争の特需を手がかりとして高度経済成長・中核諸国化を達成したことに伴って派生した。一方、残留孤児が中国で体験した苦難は、反帝国主義・民族解放に代わるポスト・コロニアルの新たな世界社会変革の展望が見出せない中で、中国が一国単位の「自己防衛的社会主義」[20] を選択せざるをえず、民族解放後も世界システムの周辺にとどまり、または強行的・急進的に一国単位で周辺からの脱出を図ろうとして破綻したことに伴って発生した。双方はともにポスト・コロニアルの世界システムが創出した苦難ではある。しかし同時にそこには、世界システムの中核と周辺の明白な格差が刻印されている。

そして第６に、こうした苦難の中でも残留孤児が「生命＝生活」を維持し、発展的に再生産させてくることができたのは、同じ苦難を共有する中国の民衆との共同・連帯が存在したからである。中国人養父母がいなければ、残留孤児の命はなかった。優しく愛情をもって育ててくれた養父母はいうまでもないが、虐待を受けた養父母に対しても、残留孤児は「命を救ってくれただけでありがたい」と感謝している。また残留孤児の救命・養父母の確保には、中国人の地縁・血縁ネットワークが重要な役割を果たした。文化大革命時代の迫害の渦中でも、残留孤児と中国人民衆の間で様々な思いやり・かばいあいがあり、双方の生命を守り続けてきた。残留孤児の配偶者や子供も、迫害・差別をともに受けとめ、家族としての結束と生活を守

り抜いてきた。ここには、国籍・民族・イデオロギーの違いを越えた人間としての普遍主義がある。それは、ポスト・コロニアルの苦難を共有し、現実の矛盾に抵抗し続ける批判的な普遍主義である。

補注

1）坂本（2003）47頁、川野（1992）173～175頁、趙（2006）44～46頁、城戸（2007）第1部第1章・第2章。残留婦人の中国での生活実態に関する事例研究として蘭（1994）第7章。

2）関・張（2008）。

3）浅野・佟（2008）。

4）残留孤児を仲介した中国人の中には、人身売買を生業としていたケースも皆無ではない。しかしほとんどの場合、仲介者は養父母の親戚･知人･友人であり、仲介料はないか、あっても形ばかりであった。菅原（1982）242～244頁にも同様の指摘がある。

5）中国の土地改革法は1950年6月に施行されたが、東北･華北地方では1947年10月に土地法大綱が出され、地主からは全財産、富農からは一定額以上の財産が没収された。

6）幼女を金銭で買い取る結婚形態であることが多い。幼女は貧困家庭の出身が多いが、婚家側も決して富裕ではなく、結納金を負担できないので、値段の安い幼女を買う。婚家の息子が成長した後、夫婦関係を結ぶが、それまでは家内労働力として使われる。

7）例外的だが、徴兵を逃れるために残留孤児を引き取ったケースもある。「内戦の時、家に赤ちゃんがいれば、国民党に徴兵されなかった。養父母は徴兵を逃れるために、私を引き取った」。

8）私営企業の改組政策。私営企業で国が利子を払って経営権を取得し、資本家は国が派遣した幹部と共同で企業を経営する。

9）同飢饉による死者は全国で2000～4500万人に達したといわれる。

10) 浅野・佟（2006）は、主に実子がなく、年少の養子を優しく愛情をもって育てた都市の養父母の実態を描いている。

11) 大久保（2006）161頁。

12) 年長の残留孤児の一部は日本の敗戦前、黒竜江省等の農村に位置する日本人の小学校に在学していたが、敗戦のため、卒業には至っていない。中国での学歴･職業については、坂本（2003）178～180頁、厚生省援護局（1987）第2章、菅原（1989）132頁、関・張（2008）。

13) 1958年から1960年にかけ、大衆動員により、鉄鋼生産等を極めて短期的に増進させようとした運動。

14) 1950年代末期、中国の農村に生まれた組織。人民公社を構成する基本的な組織で、生産単位であると同時に行政単位でもある。1984年にはほとんど廃止された。

15) 中国共産党の指導の下、14歳から28歳までの若手エリートを組織する青年組織。「共青団」と略称される。

16) 共産主義青年団の指導の下、政治学習・文化娯楽活動・奉仕活動などを行う少年組織。満7～14歳の少年が所属する。

17) 日本軍による大量虐殺事件の遺跡。撫順の平頂山の万人坑は約3000人の老若男女の遺骨が土に埋もれた状態で展示されている。

18) 毛沢東の指導の下に行われた政治運動。当時は「社会主義革命のより深く、より広い、新たな発展段階」とされたが、後に「党と国家と人民に大きな災難をもたらした内乱」と規定され直した。

19) 大量の都市労働者･知識人等を農村に移住させる政策。特に文化大革命時期の下放は半強制的な性格を帯び、過酷な労働、差別的待遇、暴力的迫害などを伴っていた。

20) 浅野（2001）9頁、浅野編著（2007）6頁。

引用文献

浅野慎一（2001）『新版　現代日本社会の構造と転換』大学教育出版

浅野慎一編著（2007）『増補版　日本で学ぶアジア系外国人』大学教育出版

浅野慎一・佟岩（2006）『異国の父母』岩波書店

浅野慎一・佟岩（2008）「中国残留孤児の『戦争被害』」『神戸大学人間発達環境学研究紀要』第2巻第1号

蘭信三（1994）『「満州移民」の歴史社会学』行路社

大久保明男（2006）「表象される『中国残留孤児』」『アジア遊学』85　勉誠出版

川野和子（1992）『我不知道の彼方に』高知新聞社

関亜新･張志坤（2008）『中国残留日本人孤児の調査と研究』（佟岩･浅野慎一監訳）不二出版

城戸久枝（2007）『あの戦争から遠く離れて』情報センター出版局

厚生省援護局（1987）『中国残留孤児』ぎょうせい

坂本龍彦（2003）『冷たい祖国』岩波書店

菅原幸助（1982）『泣くんじゃあない』人間の科学社

菅原幸助（1989）『「日本人になれない」中国孤児』洋泉社

趙彦民（2006）「ある中国残留孤児のライフ・ヒストリー」『アジア遊学』85勉誠出版